

第 5 2 号

京都市会時報



—平成 26 年 2 月定例会を中心に—

京 都 市 会 事 務 局

目次

○ 市会の動き	1
○ 本会議・委員会	
1 市会本会議	4
2 代表質疑	29
3 市会運営委員会及び理事会	34
4 常任委員会	65
5 予算特別委員会	74
6 市会改革推進委員会	86
7 異動関連	87
○ 議案・請願関連	
1 議案処理一覧	88
2 付帯決議	107
3 意見書・決議	108
4 請願審査結果	127
5 請願等受理及び処理件数一覧	128
○ 特記事項	129

■ 市会の動き

2 月				
日	曜日	本会議	委員会等	議員会等
3	月		経済総務委員会	
4	火		くらし環境委員会	
5	水		教育福祉委員会	
6	木		まちづくり委員会 交通水道消防委員会	
7	金		市会運営委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
10	月			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 京都党市議団議員会
12	水			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
13	木		市会運営委員会	民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
14	金	本会議	予算特別委員会 予算特別委員会第1分科会・第2分科会・第3分科会合同分科会 市会改革推進委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
17	月		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会 市会運営委員会理事会	自民党市議団議員会
18	火			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
19	水		予算特別委員会 市会運営委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
20	木	本会議		自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
21	金	本会議		自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
24	月		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	自民党市議団議員会
25	火		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	
26	水		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	自民党市議団議員会

27	木		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	
28	金		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会 市会運営委員会理事会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会

3 月				
日	曜日	本会議	委員会等	議員会等
3	月		予算特別委員会第1分科会 市会運営委員会	
4	火	本会議	市会改革推進委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
5	水			公明党市議団議員会
6	木		予算特別委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会
7	金		予算特別委員会	日本共産党市会議員団議員会
10	月		経済総務委員会 くらし環境委員会 教育福祉委員会	
11	火		まちづくり委員会 交通水道消防委員会 市会運営委員会理事会	
12	水			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
13	木			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
14	金		経済総務委員会 くらし環境委員会 教育福祉委員会 まちづくり委員会 予算特別委員会 市会運営委員会理事会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
15	土		市会運営委員会	
17	月	本会議	市会運営委員会 常任委員会・市会運営委員会合同 委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会

■ 市会本会議

第1回市会（定例会）開会

会議の日時 2月14日（金） 開会 午前10時03分 延会 午前11時17分

開会宣告・開議宣告

会議録署名者の指名

諸般の報告

日程第1 会期の決定

日程第2～155 （議第1号 26年度一般会計予算 ほか153件）

1 市長，副市長提案説明

2 予算特別委員会設置，付託の動議 棕田 隆知 議員

延会宣告

第1回市会（定例会）続会

会議の日時 2月20日（木） 開議 午前10時02分 延会 午後4時40分

開議宣告

会議録署名者の指名

諸般の報告

日程第1 （議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件）

1 質疑

(1) 井 上 与一郎 議員

(2) 繁 隆 夫 議員

(3) 西 村 義 直 議員

(4) 下 村 あきら 議員

(5) 山 中 渡 議員

(6) 北 山 ただお 議員

(7) とがし 豊 議員

延会宣告

第1回市会（定例会）続会

会議の日時 2月21日（金） 開議 午前10時02分 散会 午後4時32分

開議宣告

会議録署名者の指名

諸般の報告

- 日程第1 (議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件)
- 1 質疑 (続行)
- (1) 鈴木 マサホ 議員
 - (2) 中野 洋一 議員
 - (3) 天方 浩之 議員
 - (4) ひおき 文章 議員
 - (5) 津田 早苗 議員
 - (6) 吉田 孝雄 議員
 - (7) 中島 拓哉 議員
 - (8) 村山 祥栄 議員
- 2 予算特別委員会付託の動議 椋田 隆知 議員

- 日程第2～55 (議第22号 地球温暖化対策条例の一部改正 ほか53件)
- 1 常任委員会付託 (別記1)

- 日程第56 (市会議第1号 定例会回数条例の一部改正) (別記2)

- 日程第57 (市会議第2号 会議規則の一部改正) (別記3)

- 日程第58 (市会議第3号 委員会条例の一部改正) (別記4)

- 日程第59 (議第235号 25年度一般会計補正予算 ほか10件)
- 1 予算特別委員長報告 (山本恵一委員長)
- [原案可決]
- 2 討論
- (1) 議第235号 井坂 博文 議員
- 3 表決 簡易

散会宣告

第1回市会 (定例会) 続会

会議の日時	3月4日 (火)	開議	午前10時02分	散会	午前10時06分
-------	----------	----	----------	----	----------

開議宣告

会議録署名者の指名

諸般の報告

日程第1～19 (議第283号 損害賠償の額の決定 ほか18件)

- 1 市長提案説明
- 2 常任委員会付託

散会宣告

第1回市会(定例会)閉会

会議の日時 3月17日(月) 開議 午前10時02分 散会 午後2時44分

開議宣告

会議録署名者の指名

諸般の報告

日程第1 請願審査結果(教育福祉委員会 4件不採択)

- 1 討論
 - (1) 請願第235号及び241号の不採択 河合ようこ 議員
- 2 表決 起立(自, 民, 公, 京, 無, 無)

日程第2 (議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件)

1 予算特別委員長報告(山本恵一委員長)

原案可決
議第1号に1個の付帯決議を付す
議第66号に1個の付帯決議を付す

2 討論

- (1) 議第1号, 3号～11号, 14号, 18号～21号, 23号, 25号, 28号～59号, 63号～70号, 73号, 77号, 78号, 80号, 84号～92号, 95号, 98号～102号及び105号 くらた共子 議員
- (2) 議第1号 田中 明秀 議員
- (3) 議第1号～5号及び9号～17号 中野 洋一 議員
- (4) 議第1号 国本 友利 議員
- (5) 議第1号 村山 祥栄 議員
- (6) 議第18号～21号及び87号～92号 山元 あき 議員
- (7) 議第6号～8号及び18号～21号 小林あきろう 議員
- (8) 議第6号～8号及び18号～21号 谷口 弘昌 議員

3 表決

- (1) 議第1号, 3号～11号, 14号, 18号～21号, 23号, 25号, 28号～59号, 63号～70号, 73号, 77号, 78号, 80号, 84号～92号, 95号, 98号～102号及び105号 起立(自, 民, 公, 京, 無, 無)
- (2) 残余の議案(12件) 簡易
- (3) 付帯決議

	ア 議第66号	起立（自，民，公，京，無，無）
	イ 議第1号	簡易
日程第3	（議第24号 土地利用審査会条例の一部改正 ほか2件）	
	1 経済総務委員長報告（井上けんじ委員長）	
	[原案可決]	
	2 表決	
	(1) 議第104号	起立（自，民，公，京，無，無）
	(2) 残余の議案（2件）	簡易
日程第4	（議第22号 地球温暖化対策条例の一部改正 ほか2件）	
	1 暮らし環境委員長報告（天方浩之委員長）	
	[原案可決]	
	2 表決	
	(1) 議第280号	起立（自，民，公，京，無，無）
	(2) 残余の議案（2件）	簡易
日程第5	（議第60号 民生委員の定数に関する条例の制定 ほか14件）	
	1 教育福祉委員長報告（中川一雄委員長）	
	[原案可決]	
	2 表決	
	(1) 議第61号及び103号	起立（自，民，公，京，無，無）
	(2) 残余の議案（13件）	簡易
日程第6	（議第76号 駐車場条例の一部改正 ほか51件）	
	1 まちづくり委員長報告（青野仁志委員長）	
	[原案可決]	
	2 表決	
	(1) 議第106号	起立（自，民，公，京，無，無）
	(2) 議第282号	起立（自，共，民，公，無，無）
	(3) 残余の議案（50件）	簡易
日程第7	（議第302号 市長等の給与の額の特例に関する条例の一部改正）	
日程第8	（議第107号 副市長の選任：小笠原憲一）	
	1 表決	起立（自，民，公，京，無，無）
	2 就任挨拶	
日程第9	（議第108号 包括外部監査契約の締結）	

日程第10	常任委員の選任（別記5）
日程第11	市会運営委員の選任（別記6）
日程第12	市会改革推進委員の補欠選任
日程第13	（市会議第4号 市会基本条例の制定）（別記7） 1 提案説明 寺田 一博 議員 2 表決 起立（自，共，民，公，京，無，無）
日程第14, 15	（市会議第5号 議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正 ほか1件）（別記8, 9） 1 提案説明 (1) 市会議第5号 津田 大三 議員 (2) 市会議第6号 井坂 博文 議員 2 討論 (1) 市会議第5号 吉井あきら 議員 (2) 市会議第5号及び6号 加藤 あい 議員 (3) 市会議第5号 山本ひろふみ議員 (4) 市会議第5号 湯浅 光彦 議員 (5) 市会議第5号 中島 拓哉 議員 3 表決 (1) 市会議第6号 起立（共） (2) 市会議第5号 起立（自，民，公，京，無，無）
日程第16, 17	（市会議第7号 市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正 ほか1件）（別記10, 11） 1 提案説明 (1) 市会議第7号 井坂 博文 議員 2 表決 (1) 市会議第7号 起立（共，無，無） (2) 市会議第8号 簡易
日程第18	（市会議第9号 市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定）（別記12）
日程第19～21	（市会議第10号 おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書 ほか2件）
日程第22, 23	（市会議第13号 過労死等防止のための法整備を求める意見書 ほか1件）

日程第24	(市会議第15号 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な対策の推進を求める意見書)	
日程第25	(市会議第16号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書)	
日程第26	(市会議第17号 医療制度に関する意見書)	
	1 表決	起立 (自, 共, 民, 公, 無, 無)
日程第27, 28	(市会議第18号 防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を求める意見書 ほか1件)	
	1 討論	
	(1) 市会議第18号及び19号	樋口 英明 議員
	2 表決	
	(1) 市会議第19号	起立 (共, 無 (森川))
	(2) 市会議第18号	起立 (自, 公, 京, 無 (森川))
日程第29, 30	(市会議第20号 原発再稼働を行わず, 原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定を求める意見書 ほか1件)	
	1 討論	
	(1) 市会議第20号及び21号	とがし 豊 議員
	2 表決	
	(1) 市会議第21号	起立 (民, 無 (清水))
	(2) 市会議第20号	起立 (共)
日程第31~33	(市会議第22号 焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議 ほか2件)	
散会宣告		

(注) 1 表中, 自=自民党市議団, 共=日本共産党市会議員団, 民=民主・都みらい, 公=公明党市議団, 京=京都党市議団, 無=無所属を表す。

2 議事日程に挙がっていて, 特に表決の記載のないものは, 全会一致により簡易表決されたものである。

議案付託表

(平成26年2月21日付託)

付託委員会	議案
経済総務委員会	議第24号 京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について 議第27号 公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議第104号 関西広域連合規約の変更に関する協議について
くらし環境委員会	議第22号 京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について 議第254号 京都会館再整備工事請負契約の変更について 議第280号 訴えの提起について
教育福祉委員会	議第60号 京都市民生委員の定数に関する条例の制定について 議第61号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 議第62号 京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議第71号 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第72号 地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議第93号 京都市社会教育委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例の制定について 議第94号 京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について 議第96号 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第97号 京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について 議第103号 指定管理者の指定について（京都市老人保養センター） 議第246号 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について 議第247号 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第248号 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議第249号 京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例の制定について 議第278号 損害賠償の額の決定について
まちづくり委員会	議第76号 京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 議第79号 京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 82 号 京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 83 号 京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 106 号 阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路 1 号線等の料金の額の変更に係る同意について
- 議第 250 号 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 251 号 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 252 号 京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 253 号 京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場新設工事請負契約の締結について
- 議第 255 号 市道路線の認定について
- 議第 256 号 市道路線の廃止について
- 議第 257 号～議第 276 号 損害賠償の額の決定について（20 件）
- 議第 277 号 損害賠償の額の決定について
- 議第 282 号 崇仁市営住宅増築工事請負契約の締結について

市会議第1号

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月21日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例
京都市会定例会回数条例の一部を次のように改正する。
本則中「毎年、4回」を「年1回」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年の特例)

2 平成26年の京都市会定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年2回とする。

提案理由

通年議会の導入に伴い、定例会の回数を年1回とする必要があるので提案する。

市会議第2号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成26年2月21日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

市会の会期は、会期の初めに市会の議決で定める。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

通年議会の導入に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

市会議第3号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月21日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「おいて最初に招集される定例会の閉会」を「設ける当初予算に係る審議期間の最後に開く会議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際、現に委員に選任されている者については、なお従前の例による。

提案理由

通年議会の導入に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

経済総務委員

井上 与一郎 議員
西村 義直 議員
くらた 共子 議員
小林 あきろう 議員
吉田 孝雄 議員

内海 貴夫 議員
椋田 隆知 議員
とがし 豊 議員
松下 真蔵 議員
佐々木 たかし 議員

中村 三之助 議員
井上 けんじ 議員
今枝 徳蔵 議員
ひおき 文章 議員

くらし環境委員

香川 佐代子 議員
吉井 あきら 議員
宮田 えりこ 議員
鈴木 マサホ 議員
江村 理紗 議員

繁 隆夫 議員
井坂 博文 議員
青木 よしか 議員
津田 早苗 議員
清水 ゆう子 議員

しまもと京司 議員
樋口 英明 議員
隠塚 功 議員
湯浅 光彦 議員

教育福祉委員

加藤 盛司 議員
寺田 一博 議員
玉本 なるみ 議員
山本 ひろふみ 議員
森川 央 議員

高橋 泰一朗 議員
山本 恵一 議員
西村 善美 議員
青野 仁志 議員

田中 明秀 議員
加藤 あい 議員
宮本 徹 議員
平山 よしかず 議員

まちづくり委員

大西 均 議員
下村 あきら 議員
河合 ようこ 議員
安井 つとむ 議員
谷口 弘昌 議員

小林 正明 議員
中川 一雄 議員
西野 さち子 議員
国本 友利 議員
村山 祥栄 議員

桜井 泰広 議員
岩橋 ちよみ 議員
片桐 直哉 議員
久保 勝信 議員

交通水道消防委員

津田 大三 議員
山元 あき 議員
天方 浩之 議員
井上 教子 議員
中島 拓哉 議員

富 きくお 議員
北山 ただお 議員
中野 洋一 議員
曾我 修 議員

橋村 芳和 議員
山中 渡 議員
山岸 たかゆき 議員
大道 義知 議員

市 会 運 営 委 員

加 藤 盛 司 議員

桜 井 泰 広 議員

しまもと京 司 議員

棕 田 隆 知 議員

山 本 恵 一 議員

吉 井 あきら 議員

井 坂 博 文 議員

加 藤 あ い 議員

とがし 豊 議員

天 方 浩 之 議員

片 桐 直 哉 議員

山 本 ひろふみ議員

青 野 仁 志 議員

平 山 よしかず議員

湯 浅 光 彦 議員

市会議第4号

京都市会基本条例の制定について

京都市会基本条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者	市会議員	寺田 一博	加藤 あい	山本ひろふみ
		湯浅 光彦	加藤 盛司	田中 明秀
		津田 大三	富 きくお	山本 恵一
		吉井あきら	井坂 博文	西村 善美
		樋口 英明	青木よしか	片桐 直哉
		鈴木マサホ	青野 仁志	平山よしかず
		吉田 孝雄	江村 理紗	

京都市会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市会の位置付けと役割（第3条・第4条）
- 第3章 議員の位置付けと役割（第5条～第7条）
- 第4章 市民と市会との関係（第8条～第15条）
- 第5章 市会と市長等との関係（第16条～第18条）
- 第6章 議会運営の原則等（第19条～第21条）
- 第7章 市会の権能強化（第22条～第28条）
- 第8章 議員の定数及び議員報酬等（第29条・第30条）
- 第9章 補則（第31条・第32条）

附則

京都市は、御所や二条城が所在するなど、政治と文化の中心として栄えてきた地であり、悠久の歴史と多彩な文化、有形・無形の伝統、多種多様な産業が息づく我が国の財産といふべき都市である。また、伝統産業と先端産業とが共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきた。

その顕著な例は、番組（学区）である。明治初期には、上京、下京のそれぞれに番組が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。番組は、地域の社会福祉

をはじめとする地域行政の核となり、当時の小学校区は、現在も「元学区」として、京都独自の地域住民の自治の単位として機能を果たしている。

また、市域の拡大に伴い、各地域で特有の文化が生まれ、それぞれに自治の機能が発展し、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。

このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。加えて、この間京都市会は、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、市会改革に積極的に取り組んできた。

ここに、京都市会は、これまでの市会改革の成果を確かなものとし、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会（以下「市会」という。）及び京都市会議員（以下「議員」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、地方自治の本旨に基づく京都ならではの地方自治の実現に取り組むものとする。

第2章 市会の位置付けと役割

（市会の位置付けと役割）

第3条 議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である一方、単独で権限を行使する市長に対し、市会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であることに鑑み、市会は、主として次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 民意を把握し、市政に的確に反映すること。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視すること。
- (3) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。
- (4) 市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めること。
- (5) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び審査並びに議員間における討議を行い、意見を集約すること。
- (6) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。
- (7) 条例の制定や改廃などを通して、本市としての団体意思を決定すること。
- (8) 団体意思の決定に至るまでの過程が市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努め

ること。

(市会改革)

第4条 市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。

第3章 議員の位置付けと役割

(議員の位置付けと役割)

第5条 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。

2 議員は、議決の重みを深く認識するものとする。

(政治倫理)

第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市会議員政治倫理条例の定めるところによる。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。

第4章 市民と市会との関係

(市民との関係の構築)

第8条 市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民との関係を構築するものとする。

(市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実)

第9条 市会は、市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の発展に向けて、より一層市民と情報を共有するとともに、市民の市政への参画の機会を充実させるものとする。

(請願及び陳情の取扱い)

第10条 市会は、請願及び陳情について、適切な処理及び審査を行うものとする。

2 市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする。

(公聴会及び参考人の制度の活用)

第11条 市会は、公聴会及び参考人の制度について、各制度の趣旨を踏まえて、積極的な活用を図るものとする。

(会議等の公開の推進)

第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等（本会議、委員会及び

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。

2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。

3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。

(会議等の公開の方法)

第13条 市会は、会議等について、傍聴、インターネットの利用その他の方法により公開に努めるものとする。

2 市会は、委員会について、政策の意思決定に至る審査の場を広く市民に公開するため、インターネットによる中継を推進するものとする。

3 市会は、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(広報の充実)

第14条 市会は、市民が議会活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、広報紙、ウェブサイト等を充実させるものとする。

2 市会は、総合的な情報の公開を推進するため、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努めるものとする。

(広聴の充実)

第15条 市会は、市民の意見を審議及び審査に反映させるため、広聴の充実に努めるものとする。

第5章 市会と市長等との関係

(市長との関係)

第16条 市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営するものとする。

(監視機能の充実及び強化)

第17条 市会は、市長等に対する監視機能を充実し、強化するものとする。

(市会の議決に付すべき事件等)

第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止

(2) 姉妹都市盟約の締結

2 市長は、毎年度、前項第1号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。

3 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、第1項第1号に規定する基本計画の策定、変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができ

る。

第6章 議会運営の原則等

(会期)

第19条 市会は、議会活動の公正性及び透明性の確保並びに議員間又は市長等と議員との間の活発な討議の実施の観点から、必要な審議日数を確保するものとする。

(委員会)

第20条 委員会の委員長及び副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会の活動及び運営に努めるものとする。

2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における討議を充実させるよう努めるものとする。

3 委員は、委員間における討議を通じて、市政の課題に関する論点を明確にするものとする。

4 委員会は、市政の課題に関し研究が必要であると認める事項がある場合は、その内容について研究及び議論をし、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。

(会議等における質疑又は質問)

第21条 議員は、会議等において質疑又は質問を行うに当たっては、当該質疑又は質問の論点を明確にするものとする。

2 市長等(補助職員を含む。)は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。

3 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。

第7章 市会の権能強化

(専門的な知見の活用)

第22条 市会は、議案の審査等において、学識経験を有する者等の専門的な知見を積極的に活用するものとする。

(調査機関等の設置)

第23条 市会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。

(政策研究会の設置)

第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第25条 市会は、他の地方公共団体の議会と積極的に連携するものとする。

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の定めるところによる。

(事務局)

第27条 市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るものとする。

(図書室)

第28条 市会は、議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。

第8章 議員の定数及び議員報酬等

(議員の定数)

第29条 議員の定数に関し必要な事項は、京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の定めるところによる。

(議員報酬等)

第30条 議員報酬及び期末手当並びに議員が職務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の定めるところによる。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第31条 市会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の検討)

第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例は、廃止する。

提案理由

京都市会の「議会基本条例」を制定する必要があるので提案する。

市会議第5号

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 津田 大三 ほか49名
自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団, 無所属^(議決),
無所属^(議決)

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「69人」を「67人」に改める。

第2条中「上京区選挙区 5人」を「上京区選挙区 4人」に、「左京区選挙区 9人」を「左京区選挙区 8人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

提案理由

市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数を改める必要があるので提案する。

市会議第6号

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか13名
(日本共産党市会議員団)

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「69人」を「72人」に改める。

第2条中「山科区選挙区 6人」を「山科区選挙区 7人」に、「西京区選挙区 6人」を「西京区選挙区 7人」に、「伏見区選挙区 12人」を「伏見区選挙区 13人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

提案理由

市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数を改める必要があるので提案する。

市会議第7号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか15名
〔 日本共産党市会議員団，
無所属^(議決)，無所属^(議決) 〕

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第2条第1号中「1,120,000円」を「784,000円」に改め，同条第2号
中「1,030,000円」を「721,000円」に改め，同条第3号中「960,0
00円」を「672,000円」に改める。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

提案理由

市会議員の議員報酬及び期末手当の額を3割削減する必要があるので提案する。

市会議第8号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか51名
〔 自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団, 京都党市議団 〕

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条及び附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について、その期間を延長する必要があるので提案する。

市会議第9号

京都市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定について

京都市会の情報公開制度の整備に関する条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会の情報公開制度の整備に関する条例

(京都市会情報公開条例の廃止)

第1条 京都市会情報公開条例は、廃止する。

(京都市情報公開条例の一部改正)

第2条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び市会」に改め、同条第2号中「(実施機関の職員)」の右に「(市会にあつては、事務局の職員)」を、「として、当該実施機関」の右に「(市会にあつては、議長。第2章から第4章まで(第7条第3号を除く。))において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は議長が定める。

(関係条例の一部改正)

3 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 公文書 実施機関の職員等(実施機関の職員(市会にあつては、事務局の職員。第46条及び第48条において同じ。))及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関(市会にあつては、議長。第3章から第5章まで(第16条第4号を除く。))において同じ。)が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的と

して発行されるもの

イ 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

第14条第1項中「(市会にあっては、議長。以下この章から第5章まで(第16条第4号を除く。))において同じ。)」を削る。

第41条第2項各号列記以外の部分中「及び京都市会情報公開条例」を削る。

第46条第1項第1号中「(市会にあっては、その事務局の職員。以下この号及び第48条において同じ。)」を削る。

4 京都市政務活動費の交付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「京都市会情報公開条例第9条」を「京都市情報公開条例第7条」に改める。

5 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「市情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、同条第2号中「市情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、「又は京都市会情報公開条例(以下「市会情報公開条例」という。))第16条前段」を削る。

第2条第2項第1号中「市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書及び市会情報公開条例第2条に規定する公文書」を「公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。第8条第1項第1号において同じ。)」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定により諮問をした情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関(市会にあっては、議長) 情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書

第8条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

提案理由

市会独自で実施している情報公開制度について、京都市会基本条例にその根拠を移す基本的な事項を除き、執行機関の制度と統合して本市の情報公開制度の一本化を図る必要があるので提案する。

■ 代表質疑

月 日	質 問 事 項	質 問 者	答 弁 者
2月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度予算編成と今後の財政運営 2 今後の幼児教育と保育施策の在り方 3 農産物等の「地産地消」の更なる推進 4 農林業の生産環境整備 5 観光客等の帰宅困難者対策 6 山ノ内浄水場跡地北側の活用 7 西院地域の違法駐輪対策と今後のまちづくり 	井上与一郎議員	門川市長 藤田副市長
〃	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費税率の引上げに伴う使用料等の改定 2 市バス・地下鉄事業の今後の展望 3 京都経済の成長と発展 4 自転車走行環境の整備 5 学校組織の活性化と人材育成 6 大岩街道周辺地域のまちづくり 7 鴨川運河（琵琶湖疏水）の有効活用 8 アニメを活用した地域おこし 	繁隆夫議員	門川市長 生田教育長
〃	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が目指す高齢者施策 2 救急業務体制の強化 3 障害者の美術館利用 4 第二外環状道路供用開始に伴う大山崎大枝線第二工区の進捗状況 5 二条城の活用策 6 市立芸術大学の移転整備に伴う跡地活用 7 P T A活動の現状と課題 	西村義直議員	門川市長 藤田副市長 河嶋建設局長 生田教育長
〃	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の報酬制度 2 消防団充実のための100人委員会U-35 3 公園等の公共用地を活用した浸水対策 4 空き家対策の推進と罹災者の一時居住場所の拡充 5 リニア中央新幹線誘致の取組 6 「京都市エネルギー政策推進のための戦略」の取組 	下村あきら議員	門川市長 平口副市長 長谷川消防局長

月 日	質 問 事 項	質 問 者	答 弁 者
2月20日	1 集团的自衛権と特定秘密保護法に対する認識 2 社会保障改革プログラム法に対する認識 3 本市の財政運営と負担増・サービス削減の影響 4 身体障害者リハビリテーションセンター附属病院廃止の撤回 5 敬老乗車証制度の見直し 6 税務事務の集約化 7 介護保険制度の見直し 8 高齢者福祉施設の拡充 9 生活保護制度の改善 10 リニア中央新幹線の誘致	山中渡議員	門川市長 塚本副市長 藤田副市長 足立財政担当局長 高木保健福祉局長
〃	1 消費税増税に伴う使用料等の改定 2 公契約条例の制定 3 中小企業振興条例の制定 4 国民健康保険制度の改善 5 焼却灰溶融施設建設契約解除による賠償請求 6 市バス均一区間の拡大 7 公共交通の利便性向上 8 地下鉄烏丸線の転落防止柵設置 9 少人数学級の実現 10 公立高校入試制度の改善 11 山科区の河川改修	北山ただお議員	門川市長 塚本副市長 足立財政担当局長 白須産業観光局長 高木保健福祉局長 堀池交通政策監 西村公営企業管理者 生田教育長
〃	1 原発再稼働に対する認識 2 原子力事故災害対策と避難計画 3 自然エネルギーの普及 4 災害時の人員体制と小栗栖排水機場浸水被害の補償 5 国や府と連携した防災対策 6 認可保育園増設による待機児童の解消 7 市美術館再整備 8 左京区役所・出張所の体制 9 河合橋の改修	とがし豊議員	門川市長 塚本副市長 藤田副市長 平竹文化市民局長 久保子育て支援政策監 河嶋建設局長

月 日	質 問 事 項	質 問 者	答 弁 者
2月21日	1 平成26年度予算案の編成方針 2 府市協調の推進と二重行政の見直し 3 再生可能エネルギーの拡大 4 就学支援シートの活用 5 身体障害者リハビリテーションセンターの再編 6 岡崎地域の活性化	鈴木マサホ議員	門川市長 藤田副市長 生田教育長
〃	1 細街路対策 2 雨に強いまちづくりの取組 3 世界遺産・元離宮二条城の更なる活用 4 図書館の利用促進 5 「脱原発依存」に向けた取組	中野洋一議員	門川市長 藤田副市長 生田教育長
〃	1 今後の観光予算の充実 2 観光客を迎える市民ぐるみのおもてなし 3 雑紙等の紙ごみ分別の取組 4 「ピーク時からのごみ半減」に向けた取組 5 市立学校の運動部活動の活性化 6 大学のまち京都の特性をいかした今後の教育の充実 7 西京区における公共交通の利便性向上 8 洛西地域における今後のまちづくり	天方浩之議員	門川市長 平口副市長 生田教育長

月 日	質 問 事 項	質 問 者	答 弁 者
2月21日	1 市政の変化に向けた平成26年度予算編成 2 人口増加に向けた取組 3 女性職員の管理職への登用 4 教育委員会制度 5 英語教育の充実	ひおき文章議員	門川市長 生田教育長
〃	1 通年型観光政策の推進 2 国際交流を通じた外国人観光客誘致策 3 認知症対策 4 ワーク・ライフ・バランスの取組 5 子育て支援	津田早苗議員	門川市長 藤田副市長
〃	1 エネルギー戦略 2 ふん害対策 3 老朽化マンション対策 4 映像アーカイブ事業	吉田孝雄議員	門川市長 平口副市長 藤田副市長

月 日	質 問 事 項	質 問 者	答 弁 者
2月21日	1 平成26年度予算案の公債償還基金の取崩し 2 ごみ収集業務の在り方 3 京都市都市整備公社の完全民営化	中島拓哉議員	門川市長 塚本副市長 河嶋建設局長
〃	1 リニア中央新幹線誘致に向けた取組 2 双京構想	村山祥栄議員	門川市長 平口副市長

市会運営委員会及び理事会

市会運営委員会	
会議の日時	2月7日（金） 開会 午前10時01分 散会 午前10時06分
会議の内容	<p>1 2月定例会の審議日程について</p> <p>(1) 審議日程 別記13のとおり決定する。</p> <p>(2) 14日本会議 会期の決定及び議案の説明聴取を行い、25年度補正予算及びその関連議案の処理を行う。</p> <p>(3) 20日、21日本会議 26年度予算及びその関連議案について代表質疑を行った後、当該議案及びその他の議案の処理を行う。その後、25年度補正予算及びその関連議案を議決する。</p> <p>(4) 開会時刻 14日、20日及び21日の本会議は、いずれも午前10時に開会することに決定する。</p> <p>(5) 代表質疑時間割 別記14のとおり決定する。</p> <p>2 京響の演奏について 14日の本会議開会前に、京響の演奏を聴くことに決定する。</p> <p>3 市会改革推進委員会からの報告について 議長の下に、市会改革推進委員会から議員定数及び議員報酬に関する報告書が提出され、本件については、各会派持ち帰り検討することとする。</p> <p>4 1会期制による通年議会の導入について 運用方針（別記15）に基づき、平成26年度から地方自治法第102条に基づく1会期制、すなわち定例会の回数を年1回、また、その会期をおおむね1年とする通年議会を導入することに決定する。</p> <p>5 その他について 14日の本会議の進め方などを協議する市会運営委員会については、13日午前10時に開会することに決定する。</p>
市会運営委員会	
会議の日時	2月13日（木） 開会 午前10時01分 散会 午前10時06分
会議の内容	<p>1 14日の本会議について</p> <p>(1) 会期の決定 2月14日～3月17日（32日間）</p> <p>(2) 議案の取扱い</p> <p>ア 市長提出議案 154件を一括上程し、市長及び副市長から提案説明を聴くことに決定す</p>

	<p>る。</p> <p>(ア) 補正予算及び関連議案（議第235号 25年度一般会計補正予算 ほか10件）</p> <p>全議員を委員とする予算特別委員会を設置し、付託することに決定する。</p> <p>(イ) その他の一括上程議案（143件）</p> <p>提案説明を聴くにとどめることに決定する。</p> <p>2 市会海外行政調査団の調査報告書について</p> <p>昨年度、2団に分かれて実施した市会海外行政調査について、調査報告書が議長に提出されたことが報告された。</p> <p>3 その他について</p> <p>(1) 開会前に京響の演奏を聴くこととする。</p> <p>(2) 市長公室広報担当及び市政記者等の本会議でのテレビ及び写真撮影等を、議長が許可する。</p> <p>(3) 予算特別委員会の正副委員長の互選等を、14日の本会議終了後に委員会を開会して行う。</p> <p>(4) 17日に理事会を開き、予算特別委員会の審査状況の確認と今後の審議日程について協議する。</p>
--	---

市会運営委員会理事会

会議の日時	2月17日（月） 開会 午後0時01分 散会 午後0時02分
会議の内容	<p>1 委員会の審査状況の報告と今後の審議日程について</p> <p>(1) 委員会の審査状況</p> <p>予算特別委員長に出席を求め、付託議案の審査状況を確認した。</p> <p>(2) 今後の審議日程</p> <p>次のとおり決定する。</p> <p>18日 議員会</p> <p>19日 討論終了</p> <p>予算特別委員会（午後1時30分）</p> <p>取りまとめ</p> <p>市会運営委員会（午後3時00分）</p>

市会運営委員会

会議の日時	2月19日（水） 開会 午後3時01分 散会 午後3時07分
会議の内容	<p>1 20日、21日の本会議について</p> <p>(1) 議案の取扱い</p> <p>ア 代表質疑</p> <p>時間割（別記16）のとおりとする。</p> <p>なお、とがし豊議員、吉田孝雄議員、中野洋一議員及び津田早苗議員から発言を補完するために物品等を使用したい旨の申出書が提出されている</p>

	<p>ことが報告された。</p> <p>イ 議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 予算特別委員会に付託することに決定する。</p> <p>ウ 議第22号 地球温暖化対策条例の一部改正 ほか53件 所管の常任委員会に付託することに決定する。</p> <p>(2) 定例会回数条例の一部改正 全会派：賛成 簡易表決する。</p> <p>(3) 会議規則の一部改正 全会派：賛成 簡易表決する。</p> <p>(4) 委員会条例の一部改正 全会派：賛成 簡易表決する。</p> <p>(5) 付託議案の取扱い ア 予算特別委員会（議第235号 25年度一般会計補正予算 ほか10件） 委員会は、原案可決と査定する。 自民，民主，公明，京都：全て賛成 共産：全て賛成。井坂博文議員が賛成討論を行う。 井坂博文議員の討論の後，簡易表決する。</p> <p>(6) その他 21日の本会議終了後，予算特別委員会を開会し，今後の審査日程等を協議する。</p> <p>2 通年議会の導入に伴う規定整備</p> <p>(1) 通年議会の運用に係る申合せ 別記17のとおり申し合わせることに決定する。</p> <p>(2) 委員会要綱の一部改正 別記18のとおり改正することに決定する。</p> <p>(3) 請願取扱要綱の一部改正 別記19のとおり改正することに決定する。</p> <p>(4) 政策に係る議員提出議案に関する申合せの一部改正 別記20のとおり改正することに決定する。</p> <p>3 市会改革推進委員会からの報告について 議長の下に，市会改革推進委員会から京都市会基本条例（案）についての報告書が提出された。本件については，後日の市会運営委員会で改めて議題とすることとする。</p>
市会運営委員会理事会	
会議の日時	2月28日（金） 開会 午後0時01分 散会 午後0時02分

会議の内容	<p>1 理事者発言について</p> <p>(1) 追加議案（損害賠償の額の決定 19件）</p> <p>塚本副市長から追加提出するとの申出があり，これに伴い定例会の日程を別記21のとおり変更し，3日正午に開会する市会運営委員会で追加議案の取扱い等を取りまとめることに決定する。</p>
市会運営委員会	
会議の日時	3月3日（月） 開会 午後0時04分 散会 午後0時06分
会議の内容	<p>1 追加議案の取扱いについて</p> <p>追加議案（損害賠償の額の決定 19件）については，4日午前10時開会の本会議において，所管の常任委員会に付託することに決定する。</p> <p>2 4日の本会議について</p> <p>(1) 議案の取扱い</p> <p>ア 議第283号 損害賠償の額の決定 19件</p> <p>市長から提案説明を聴いた後，まちづくり委員会に付託する。</p> <p>(2) その他</p> <p>4日の本会議については，会議に付すべき事件に関する局が限られているため，市会説明員の出席要求については，効率的な議事運営と執行機関の事務執行の両面を考慮し，市長，副市長及び付議事件に関する所管局長等の必要最小限とする。</p>
市会運営委員会理事会	
会議の日時	3月11日（火） 開会 午後0時01分 散会 午後0時08分
会議の内容	<p>1 今後の審議日程等について</p> <p>(1) 委員会の審査状況</p> <p>経済総務委員長，くらし環境委員長，教育福祉委員長，まちづくり委員長，予算特別委員長に出席を求め，付託議案の審査状況を確認した。</p> <p>(2) 今後の審議日程</p> <p>次のとおり決定する。</p> <p>12日，13日 議員会</p> <p>14日 討論終了</p> <p>経済総務委員会，くらし環境委員会，教育福祉委員会（午後2時00分）</p> <p>まちづくり委員会（午後2時30分）</p> <p>予算特別委員会（午後3時00分）</p> <p>取りまとめ</p> <p>市会運営委員会（午後5時00分）</p> <p>17日 本会議</p> <p>2 理事者発言について</p> <p>(1) 追加議案 3件</p>

	<p>ア 条例の改正 1件</p> <p>イ 副市長の選任 1件</p> <p>ウ 包括外部監査契約の締結 1件</p> <p>各会派で検討し、14日の市会運営委員会で取りまとめることとする。</p> <p>(2) 平成26年第2回定例会の招集</p> <p>日程案を各会派で検討し、17日の本会議終了後の市会運営委員会で取りまとめることとする。</p>
--	---

市会運営委員会理事会

会議の日時	3月14日（金） 開会 午後0時03分 散会 午後0時04分
会議の内容	<p>1 各委員会の委員改選等について</p> <p>割当表（別記22）のとおりとし、これに基づき各会派が委員名簿を提出することとする。</p> <p>2 京都市会基本条例（案）について</p> <p>京都市会基本条例（案）について、情報公開制度の整備に伴う図書室の名称変更に対応した修正を行うことに決定する。本件の取扱いについては、後刻開会する市会運営委員会で取りまとめることとする。</p>

市会運営委員会理事会

会議の日時	3月14日（金） 開会 午後9時36分 散会 午後9時40分
会議の内容	<p>1 自民党発言について</p> <p>自民党，民主・都，公明党，無所属，無所属から，市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正案を提案するとの発言があり，別記8のとおり改正案が配布された。また，自民，民主，公明，京都から，京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正案を提案するとの発言があり，別記11のとおり改正案が配布された。</p> <p>本件については，各会派で検討し，後刻開会する市会運営委員会で取りまとめることとする。</p> <p>2 共産党発言について</p> <p>共産党から，市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正案を提案するとの発言があり，別記9のとおり改正案が配布された。また，共産党，無所属，無所属から，市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正案を提案するとの発言があり，別記10のとおり改正案が配布された。</p> <p>本件については，各会派で検討し，後刻開会する市会運営委員会で取りまとめることとする。</p>

市会運営委員会理事会

会議の日時	3月14日（金） 開会 午後11時50分 散会 午後11時51分
-------	----------------------------------

会議の内容	1 今後の審議日程について 14日に開会予定であった市会運営委員会を15日に開会することとする。
市会運営委員会	
会議の日時	3月15日（土） 開会 午前3時44分 散会 午前4時08分
会議の内容	<p>1 市会改革推進委員の辞任について 議長において、吉田孝雄議員及び江村理紗議員の市会改革推進委員の辞任を許可することに決定する。</p> <p>2 17日の本会議の順序及び議案の取扱い等について</p> <p>(1) 請願審査結果</p> <p>ア 教育福祉委員会（4件不採択）</p> <p>自民，民主，公明，京都：委員会の査定に賛成 共産：委員会の査定に反対。河合ようこ議員が請願第235号及び241号に対する反対討論を行う。 河合ようこ議員の討論の後，起立表決する。</p> <p>(2) 付託議案の取扱い</p> <p>ア 予算特別委員会（議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件）</p> <p>委員会は，原案可決と査定する。</p> <p>自民：全て賛成。田中明秀議員が議第1号に対する賛成討論を行い，山元あき議員が議第18号～21号及び議第87号～92号に対する賛成討論を行う。</p> <p>共産：議第1号，3～11号，14号，18号～21号，23号，25号，28～59号，63号～70号，73号，77号，78号，80号，84号～92号，95号，98号～102号及び105号は反対，その他の議案は賛成。くらた共子議員が，反対を表明した全ての議案に対する反対討論を行う。</p> <p>民主：全て賛成。中野洋一議員が議第1号～5号及び9号～17号に対する賛成討論を行い，小林あきろう議員が議第6号～8号及び18号～21号に対する賛成討論を行う。</p> <p>公明：全て賛成。国本友利議員が議第1号に対する賛成討論を行い，谷口弘昌議員が議第6号～8号及び18号～21号に対する賛成討論を行う。</p> <p>京都：全て賛成。村山祥栄議員が議第1号に対する賛成討論を行う。</p> <p>くらた共子議員，田中明秀議員，中野洋一議員，国本友利議員，村山祥栄議員，山元あき議員，小林あきろう議員，谷口弘昌議員の討論の後，議第1号，3～11号，14号，18号～21号，23号，25号，28～59号，63号～70号，73号，77号，78号，80号，84号～92号，95号，98号～102号及び105号は起立表決し，その他の議案12件は簡易表決する。</p> <p>付帯決議は，意見が分かれるものは起立表決する。</p> <p>イ 経済総務委員会（議第24号 土地利用審査会条例の一部改正 ほか2件）</p>

委員会は、原案可決と査定する。

自民、民主、公明、京都：全て賛成

共産：議第104号は反対、その他の議案は賛成

議第104号は起立表決し、その他の議案2件は簡易表決する。

ウ 暮らし環境委員会（議第22号 地球温暖化対策条例の一部改正 ほか2件）

委員会は、原案可決と査定する。

自民、民主、公明、京都：全て賛成

共産：議第280号は反対、その他の議案は賛成

議第280号は起立表決し、その他の議案2件は簡易表決する。

エ 教育福祉委員会（議第60号 民生委員の定数に関する条例の制定 ほか14件）

委員会は、原案可決と査定する。

自民、民主、公明、京都：全て賛成

共産：議第61号及び103号は反対、その他の議案は賛成

議第61号及び103号は起立表決し、その他の議案13件は簡易表決する。

オ まちづくり委員会（議第76号 駐車場条例の一部改正 ほか51件）

委員会は、原案可決と査定する。

自民、民主、公明：全て賛成

共産：議第106号は反対、その他の議案は賛成

京都：議第282号は反対、その他の議案は賛成

議第106号及び282号は起立表決し、その他の議案50件は簡易表決する。

(3) 追加議案の取扱い

ア 市長等の給与の額の特例に関する条例の一部改正（議第302号）

イ 副市長の選任 1件

ウ 包括外部監査契約の締結 1件

自民、民主、公明、京都：全て賛成

共産：副市長の選任は反対、その他の議案は賛成

副市長の選任は起立表決し、その他の議案2件は簡易表決する。

(4) 常任委員の選任及び市会運営委員の選任

別記5及び別記6のとおり議長が指名する。

なお、各委員会の正副委員長の互選については、本会議終了後、議場にて、常任委員会、市会運営委員会の合同委員会を開会し、議長から正副委員長を一括して指名することに決定する。

(5) 市会改革推進委員の補欠選任

議長において、久保勝信議員及び中島拓哉議員を市会改革推進委員に指名することとする。

(6) 京都市会基本条例の制定

別記7のとおり制定することとし、寺田一博議員が案の説明を行った後、その重要性に鑑み、全会一致であるものの起立表決することに決定する。

- (7) 議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正（自，民，公，無，無）
- (8) 議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正（共）
- 自民：(8)に反対。津田大三議員が案の説明を行い，吉井あきら議員が(7)に対する賛成討論を行う。
- 共産：(7)に反対。井坂博文議員が案の説明を行い，加藤あい議員が(7)に反対し，(8)に賛成する討論を行う。
- 民主：(8)に反対。山本ひろふみ議員が(7)に対する賛成討論を行う。
- 公明：(8)に反対。湯浅光彦議員が(7)に対する賛成討論を行う。
- 京都：(8)に反対。中島拓哉議員が(7)に対する賛成討論を行う。
- 2件を一括議題とし，津田大三議員，井坂博文議員の案の説明及び吉井あきら議員，加藤あい議員，山本ひろふみ議員，湯浅光彦議員，中島拓哉議員の討論の後，それぞれ起立表決する。
- (9) 市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正（共，無，無）
- (10) 市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正（自，民，公，京）
- 自民，民主，公明，京都：(9)に反対。
- 共産：(10)に賛成。井坂博文議員が案の説明を行う。
- 2件を一括議題とし，井坂博文議員の案の説明の後，(9)は起立表決し，(10)は簡易表決する。
- (11) 市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定
- 全会派：全て賛成
- 簡易表決する。
- (12) 意見書案及び決議案の取扱い
- ア おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書
- イ 「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書
- ウ 「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書
- いずれも簡易表決する。
- エ 過労死等防止のための法整備を求める意見書（自，共，民，公，無，無）
- オ 食の安全・安心の確立を求める意見書（自，共，民，公，無，無）
- 京都：全て賛成
- いずれも簡易表決する。
- カ 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（自，民，公，京，無，無）
- 共産：賛成
- 簡易表決する。

	<p>キ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書（自，公，無，無） 共産，民主，京都：賛成 簡易表決する。</p> <p>ク 医療制度に関する意見書（自，公，無，無） 共産，民主：賛成 京都：反対 起立表決する。</p> <p>ケ 防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を求める意見書（自，公，無^(森川)）</p> <p>コ 河川の防災対策を求める意見書（共，無^(森川)） 自民，公明：コに反対 共産：ケに反対。樋口英明議員がケに反対し，コに賛成する討論を行う。 民主：いずれも反対 京都：ケに賛成，コに反対 2件を一括議題とし，樋口英明議員の討論の後，いずれも起立表決する。</p> <p>サ 原発再稼働を行わず，原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定を求める意見書（共）</p> <p>シ 「脱・原発依存社会」の実現を求める意見書（民，無^(清水)） 自民，公明，京都：いずれも反対 共産：シに反対。とがし豊議員がシに反対し，サに賛成する討論を行う。 民主：サに反対 2件を一括議題とし，とがし豊議員の討論の後，いずれも起立表決する。</p> <p>ス 焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議（自，民，公，京，無，無）</p> <p>セ 市立浴場に関する決議（自，民，公，京，無，無）</p> <p>ソ ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める決議（自，民，公，京，無，無） 共産：全て賛成 いずれも簡易表決する。</p> <p>(13) その他</p> <p>ア 17日の本会議は，午前10時に開会する。</p> <p>イ 本会議終了後の合同委員会の後に，市会運営委員会を開会し，理事の選任等を行う。</p> <p>3 執行機関設置の審議会への参画についての申合せの一部改正について 別記23のとおり改正することに決定する。</p>
常任委員会・市会運営委員会合同委員会	
会議の日時	3月17日（月） 開会 午後2時45分 散会 午後2時46分
会議の内容	1 正副委員長の互選について

	議長の指名により別記24のとおり選任する。
市会運営委員会	
会議の日時	3月17日（月） 開会 午後3時04分 散会 午後3時11分
会議の内容	<p>1 理事及び市会本会議議事進行係の選任について 委員長の指名により別記25のとおり選任する。</p> <p>2 理事会の代行権限について 本会議の具体的な議事運営方法を協議する場合などのほかは、理事会をもって委員会に代行することに決定する。</p> <p>3 審議会委員の推薦依頼について 市長から議長に推薦依頼があった京都市社会福祉審議会委員について、別記26のとおり推薦することに決定する。</p> <p>4 平成26年京都市会第2回定例会の会期並びに4月開会市会及び5月市会の日程について 日程表（別記27、28及び29）のとおり確認し、第2回定例会の会期及び4月開会市会の審議期間については4月9日の市会運営委員会で、5月市会の審議期間については5月9日の市会運営委員会で決定することとする。4月9日、15日及び5月9日の市会運営委員会は、午前10時に開会することに決定する。</p> <p>5 理事者発言について (1) 海外出張への参加要請 市動物園へのアジアゾウ導入に伴い、ラオス政府関係者への表敬訪問を行うため、ビエンチャン市に派遣する代表団（市長が団長）への議長への参加要請があり、議長の代わりに副議長が参加するとの回答があった。</p>

2 月 定 例 会 日 程 (案)

(26. 2. 7)

	月 日	曜日	本 会 議 等	委 員 会 等	備 考
7	2・ 7	金	告示 <議案発送>	10:00 市会運営委員会	
6	・ 8	土	_____		
5	・ 9	日	_____		
4	・10	月			
3	・11	火祝	_____		
2	・12	水			
1	・13	木		10:00 市会運営委員会	
1	・14	金	10:00 本会議 <招集>		
2	・15	土	_____		
3	・16	日	_____		
4	・17	月		委員会	
5	・18	火	(議員会)		
6	・19	水		委員会(討論結了)－市会運営委員会	
7	・20	木	10:00 本会議		
8	・21	金	10:00 本会議		
9	・22	土	_____		
10	・23	日	_____		
11	・24	月		┌	
12	・25	火			
13	・26	水			
14	・27	木			
15	・28	金			
16	3・ 1	土	_____		
17	・ 2	日	_____		
18	・ 3	月			
19	・ 4	火		— 委員会	
20	・ 5	水			
21	・ 6	木			
22	・ 7	金			
23	・ 8	土	_____		
24	・ 9	日	_____		
25	・10	月			
26	・11	火		└	
27	・12	水	(議員会)		
28	・13	木	(議員会)		
29	・14	金		委員会(討論結了)－市会運営委員会	
30	・15	土	_____		
31	・16	日	_____		
32	・17	月	10:00 本会議 <会期末>		

代表質疑時間割 (案)

* 交渉会派：基本時間19分+4分×議員数	
非交渉会派：7.5分×議員数 (答弁は質疑時間の6割) (567分)	
[第1日目]	
10:00	
10:04	
11:50	
(休憩70分)	自 民：178分 (質疑 111分 答弁 67分)
13:00	
13:03	
14:15	
(休憩20分)	共 産：120分 (質疑 75分 答弁 45分)
16:35	
[第2日目]	
10:00	
10:04	
11:50	
(休憩70分)	民主・都：114分 (質疑 71分 答弁 43分)
13:00	
13:03	
13:11	
14:58	公 明：107分 (質疑 67分 答弁 40分)
(休憩20分)	
15:18	
16:06	京 都：48分 (質疑 30分 答弁 18分)

(市会運営委員会資料)

平成26年2月7日

通年議会（1会期制）の導入について（運用方針）

1 会期及び集中審議期間について

(1) 会期の設定等

- ア 定例会の回数を毎年4回から毎年1回とする旨の条例改正(ただし、26年は2回)を行う。
- イ 会期は、4月中下旬から翌年3月までを基本とする。ただし、会期の始期については、改選後は5月からとし、終期については、改選前は3月下旬、改選前以外は引き続き検討する。
- ウ 4月(改選後は5月)に、招集本会議を開会し、会期を決定する。

(2) 集中審議期間の設定等

- ア 現行の各定例会と同様に1年間の会期中に4回(おおむね5月、9月～10月、11月～12月、2月～3月)、これまでの定例会に相当する集中審議期間(以下「集中審議期間」という。)を設ける。
- イ 各集中審議期間中の審議・審査(本会議、委員会等)日程は現行の会期日程を基本とする。
- ウ 各審議日程案については、現行と同様、各集中審議期間の最終日に次の集中審議期間を確認する。

2 集中審議期間外における本会議等の開催(臨時審議期間)について

(1) 開催日程、案件の処理等

- ア これまで臨時会を開いて審議していた、補正予算等の審議の必要が生じた場合は、これまでの臨時会と同様に日程の調整及び編成を行うこととする。
- イ 現在の専決処分案件等、集中審議期間外で審議等の必要のある案件が生じた場合の本会議・委員会等の開催日程は、これまでの臨時会と同様に、市会運営委員会等で対応し、効率的な審議を行うことを基本に、柔軟に調整する。
- ウ 原則として委員会付託を行い処理する。ただし、委員会付託を省略するときは、市会運営委員会において協議する。

3 議案の提出等について

(1) 長提出議案の提出時期

各審議期間の1週間前に長から議案の事前送付を受け、議案熟読期間を経て、本会議初日において提出、上程することを基本とする。

(2) 議員提出議案

- ア 政策提案条例案については、長提出議案と同様の取扱いを基本とする。
- イ 意見書・決議案については、現在の取扱いと同様に集中審議期間の最終本会議の開議日を提出日とし、同日の本会議で議決することを基本とする。
- ウ 会議規則の改正など市会運営委員会提出議案等については、現行と同様に必要の都度処理することを基本とする。

(3) 一事不再議について

既に議決されたもの同一の事件については、新しい集中審議期間の到来によりおのずと事情変更があったものとみなし、提出等が可能となるよう取り扱うものとする。

4 委員会関係

(1) 任期

常任委員、市会運営委員の任期は、現行の委員会条例に規定している「選任の日から翌年において最初に招集される定例会の閉会の日まで」のおおむね1年とするよう運用し、委員会条例の規定を改正する。

(2) 各審議期間外の常任委員会の開会日

ア 現行の閉会中における常任委員会の開会日に係る申合せ（開会曜日）及び各委員会での確認事項（第2，第4週）を基本に開会するものとする。

イ 委員会要綱に、市会の招集告示後は開会をできるだけ避ける旨定めていることを踏まえ、各審議期間の議案発送日（本会議初日の7日前）以降の開会は、議員会等が予定されているため、常任委員会の開会を避ける等、これまでと同様の取扱いとする。

ウ 常任委員改選後の第1回目の常任委員会の審査は、新たな会期の初日の本会議以後に行うものとする。

5 請願・陳情の取扱いについて

(1) 受理、付託等

ア 各審議期間外（現在の閉会中）に提出された請願（陳情）は随時受理し、これまでと同様、直近の本会議3日前に受理したものについて文書表を作成し、当該本会議で付託（回付）する。

イ 本会議を開かない予定期間が長い5月の集中審議期間終了後に受理した請願（陳情）を、委員会付託（回付）し審査する機会を設けるため、受理した請願（陳情）がある場合は、市会運営委員会での協議を経て、これらを委員会付託（回付）するための本会議を7月に開くものとする。

6 執行機関との関係

(1) 市会説明員の本会議への出席

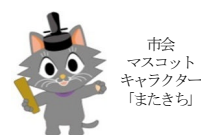
集中審議期間外に開催される本会議については、これまでと同様に、審議案件に関連する市会説明員に限定して出席を求めることができる。

(2) その他配慮事項

執行機関の行事や式典等の日程は、会期中は市会日程を最優先するよう求めていたが、集中審議期間外は、従来の閉会中と同様に、委員会等の開会日を配慮して行事等の日程を予定しても差し支えないものとする。

ただし、臨時審議期間に本会議を開き審議する必要がある場合は、市会日程を優先するよう調整を求めるものとする。

平成26年度から京都市会は「通年議会」を導入します！

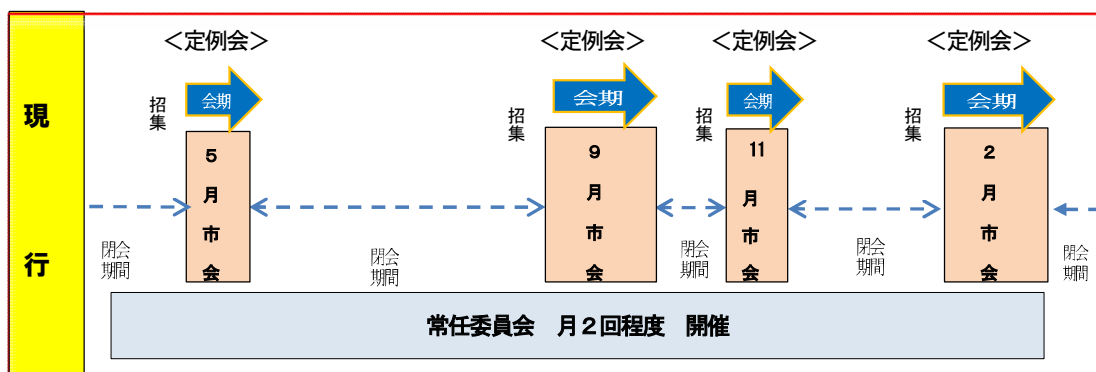


京都市会では、これまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期をおおむね1年とする「通年議会」を平成26年度から導入します。

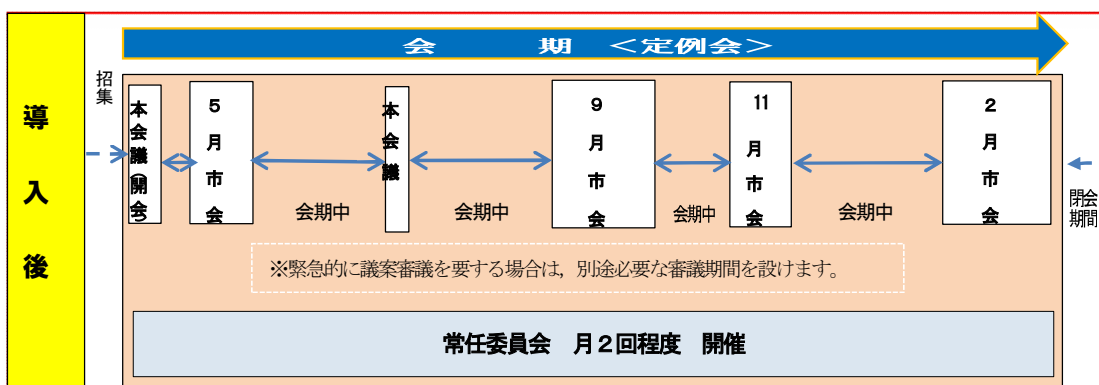
市会の権能、活動能力がアップ！

- 1 定例会を年4回とする現在の4会期制では、定例会ごとに市長の招集を受け、市会においてその審議に必要な会期を定めていましたが、定例会の招集回数を1回とし会期をおおむね1年と定めることで、これまでの閉会中も含め、法的に活動能力を持つこととなります。これにより、**ほぼ1年間、市会の権限で本会議の開催**ができ、災害等の突発的事案や緊急性のある課題で審議の必要がある場合などに速やかな対応が可能となります。
- 2 これまで、閉会中に市長が専決処分（地方自治法第179条）により処理していた予算や条例等について、会期中となることで、**市会の議決を経て執行されるようになり、市会の権能が高まります。**
- 3 5月市会閉会後に提出された請願等は、9月まで本会議の招集がなければ審議できませんでしたが、このような場合に、受理した**請願等を委員会で審査できるようにするための本会議を7月に開くこと**で速やかに審議ができるようになります。

会期のイメージ



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



※ 常任委員会については、通年議会移行後も月2回程度開催するなど、引き続き活性化に努めていきます。

代表質疑時間割

[2月20日(木)]

10時00分	開	議		
10時04分	}	(井上 与一郎 議員)	質疑時間	28分
			答弁時間	17分
10時49分	}	(繁 隆 夫 議員)	質疑時間	28分
			答弁時間	17分
11時34分	}	(西村 義直 議員)	質疑時間	28分
			答弁時間	17分
11時50分	(休憩70分)			
13時00分	再	開		
13時03分	}	(下村 あきら 議員)	質疑時間	27分
			答弁時間	16分
13時32分	}	(山中 渡 議員)	質疑時間	27分
			答弁時間	16分
14時15分	(休憩20分)			
14時58分	再	開		
15時18分	}	(北山 ただお 議員)	質疑時間	24分
			答弁時間	14分
15時56分	}	(とがし 豊 議員)	質疑時間	24分
			答弁時間	14分
16時34分				

※ 開議，再開の1分前にベルを入れる。

代 表 質 疑 時 間 割

[2月21日(金)]

10時00分	開	議		
10時04分	┌───┐ │ │ └───┘	(鈴木 マサホ 議員)	質疑時間	25分
			答弁時間	15分
10時44分	┌───┐ │ │ └───┘	(中野 洋一 議員)	質疑時間	23分
			答弁時間	14分
11時21分	┌───┐ │ │ └───┘	(天方 浩之 議員)	質疑時間	23分
			答弁時間	14分
11時44分	(休憩76分)			
13時00分	再	開		
13時03分	┌───┐ │ │ └───┘	(ひおき 文章 議員)	質疑時間	23分
			答弁時間	14分
13時17分	┌───┐ │ │ └───┘	(津田 早苗 議員)	質疑時間	22分
			答弁時間	13分
13時54分	┌───┐ │ │ └───┘	(吉田 孝雄 議員)	質疑時間	22分
			答弁時間	13分
14時29分	(休憩20分)			
15時04分	再	開		
15時24分	┌───┐ │ │ └───┘	(中島 拓哉 議員)	質疑時間	15分
			答弁時間	9分
15時48分	┌───┐ │ │ └───┘	(村山 祥栄 議員)	質疑時間	15分
			答弁時間	9分
16時12分				

※ 開議，再開の1分前にベルを入れる。

○ 通年議会の運用に係る申合せ（案）

1 目的

この申合せは、定例会の回数を1回としその会期をおおむね1年とする通年議会の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会期

定例会の会期は、4月中下旬から翌年3月までの間で定めることとする。ただし、議員の一般選挙が行われる年の会期の始期は、改選後の議員の任期開始後の5月からとする。

3 定例会、臨時会及び審議期間の呼称

(1) 定例会は開会する年を冠して「平成〇年京都市会定例会」と呼称する。ただし、平成26年の定例会は「平成26年京都市会第2回定例会」とする。

ア 定例会中の審議期間については、次のように呼称する。

(ア) 開会後に設ける審議期間

「〇月開会市会」

(イ) 定例的に設ける審議期間（5月、9月、11月、2月に開議）

「〇月市会」（2月は開議年月を明確にするため「平成〇年 2月市会」とする。）

(ウ) 臨時に設ける審議期間

「〇月特別市会」

（同月に複数回開く場合は、「〇月（第〇回）特別市会」とする。）

（1月から3月に開く場合は、開議年月を明確にするため「平成〇年 〇月特別市会」とする。）

(2) 臨時会は、次のように呼称する。

「平成〇年京都市会 臨時会」

（複数回開く場合は、「平成〇年京都市会（第〇回）臨時会」とする。）

4 審議期間の設定

定例会中の審議期間の時期及び日数は、次のとおりとする。

(1) 定例的に設ける審議期間

ア 当初予算審議（2月から3月、おおむね30日間）

イ 決算審議（9月から10月、おおむね30日間）

ウ その他の審議（5月及び11月から12月、それぞれおおむね15日間）

(2) 開会後又は臨時に設ける審議期間

審議日数は、付議事件に応じ設定するものとする。

5 審議日程の調整等

- (1) 定例的に設ける審議期間については、各審議期間（〇月市会）の最終日に次の審議期間（〇月市会）の審議日程を確認するものとする。
- (2) 市長から会議に付すべき事件を示し、本会議の開議の依頼を受けたときは、その審議日程について、市会運営委員会において速やかに協議するものとする。

6 議案の提出等

(1) 長提出議案

各審議期間においては、原則としてその始期の7日前までに市長から付議すべき議案等の事前送付を受けた後、審議期間の最初の本会議で当該議案の提出を受け、上程するものとする。ただし、緊急を要するものなど、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(2) 議員提出議案

ア 政策提案条例案については、長提出議案と同様の取扱いを基本とする。

イ 意見書案・決議案については、定例的に設ける審議期間の最終本会議において提出し、上程することを基本とする。ただし、緊急を要するものなど、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(3) 一事不再議（事情変更）の取扱い

既に議決されたもの同一の事件については、定例的に設ける審議期間の到来によりおのずと事情変更があったものとみなし、提出等が可能となるよう取り扱うものとする。

7 請願（陳情）を付託（回付）する本会議の開議

5月市会終了後に受理した請願（陳情）がある場合は、市会運営委員会での協議を経て、これらを委員会付託（回付）するための特別市会を7月に開くものとする。ただし、5月市会終了後9月市会の始期までに本会議を開議する予定が生じた場合は、特別市会の開議の取扱いについて改めて協議するものとする。

8 市会説明員の本会議への出席

特別市会などの本会議については、審議案件に関連する市会説明員に限定して出席を求めることができる。

9 会議録

会議録は会議の日ごとに作成し、一つの審議期間をもって1冊の会議録として作成する。

委員会要綱の一部改正（案） 新旧対照表

現行	改正案
<p>(閉会中の委員会の開会) 閉会中の委員会の開会については、市会の招集告示後は、できるだけ避けることとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>附 則（最終改正 平成26年2月 日市会運営委員会決定） この要綱は、京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例（平成26年 月 日京都市条例第 号）の施行の日から適用する。</p>

請願取扱要綱の一部改正(案)新旧対照表

現行	改正案
<p>(請願文書表の作成)</p> <p>4 議長は、本会議の3日前(本市の休日は算入しない。)の午後5時までに提出された請願について、請願文書表を作成する。</p>	<p>(請願文書表の作成)</p> <p>4 議長は、本会議の3日前(本市の休日は算入しない。<u>ただし、請願を付託するために本会議を開く場合は、当該本会議の8日前(その日が本市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)</u>)の午後5時までに提出された請願について、請願文書表を作成する。</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則(最終改正 平成26年2月 日市会運営委員会決定)</p> <p>この要綱は、京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例(平成26年 月 日京都市条例第 号)の施行の日から適用する。</p>

政策に係る議員提出議案に関する申合せの一部改正(案) 新旧対照表

現 行			改正案		
項 目	期 限	内 容	項 目	期 限	内 容
1 事務局への事前協議	定例会開会の概ね6箇月前	1 提案者は、事務局に議員提案の意向を表明し、議案作成に必要な情報の収集及び資料の作成を依頼する。 2 事務局は、提案者の依頼により情報の収集及び資料を作成する。	1 事務局への事前協議	定例的に設ける審議期間の最初の本会議の概ね6箇月前	1 提案者は、事務局に議員提案の意向を表明し、議案作成に必要な情報の収集及び資料の作成を依頼する。 2 事務局は、提案者の依頼により情報の収集及び資料を作成する。
2 原案提示・議案チェック	定例会開会の概ね3箇月前	1 提案者は、文書により事務局に条例原案を提示し、議案チェック等を依頼する。 2 事務局は、提示された条例原案について、条例化の適否及び用字・用語等の形式的なチェックを行う。また必要に応じて条例案の修正を提案する。	2 原案提示・議案チェック	定例的に設ける審議期間の最初の本会議の概ね3箇月前	1 提案者は、文書により事務局に条例原案を提示し、議案チェック等を依頼する。 2 事務局は、提示された条例原案について、条例化の適否及び用字・用語等の形式的なチェックを行う。また必要に応じて条例案の修正を提案する。
3 執行機関との協議	定例会開会の概ね2箇月前	提案者は、条例原案に関する局等に対し趣旨説明及び予算措置の要請などの協議を行う。	3 執行機関との協議	定例的に設ける審議期間の最初の本会議の概ね2箇月前	提案者は、条例原案に関する局等に対し趣旨説明及び予算措置の要請などの協議を行う。

4 各会派への説明及び調整		1 提案者は、提出する議案について、各会派に説明を行う。 2 説明の結果、原案を修正する場合は、提案者は速やかに事務局と調整する。	4 各会派への説明及び調整	定例的に設ける審議期間の最初の本会議の概ね2箇月前	1 提案者は、提出する議案について、各会派に説明を行う。 2 説明の結果、原案を修正する場合は、提案者は速やかに事務局と調整する。
5 議案提出	定例会開会の1週間前	議長 <u>あて</u> に議案を提出する。 (事務局に最終確定原稿を提出する)	5 議案提出	定例的に設ける審議期間の最初の本会議の1週間前	議長 <u>宛て</u> に議案を提出する。 (事務局に最終確定原稿を提出する。)

(別記21)

2 月 定 例 会 日 程 (変 更 案)

(26. 2. 28)

	月 日	曜日	本 会 議 等		委 員 会 等		備 考
7	2・ 7	金		告示 <議案発送>	10:00	市会運営委員会	
6	・ 8	土		————			
5	・ 9	日		————			
4	・10	月					
3	・11	火祝		————			
2	・12	水					
1	・13	木			10:00	市会運営委員会	
1	・14	金	10:00	本会議 <招集>			
2	・15	土		————			
3	・16	日		————			
4	・17	月				委員会	
5	・18	火		(議員会)			
6	・19	水				委員会(討論終了)－市会運営委員会	
7	・20	木	10:00	本会議			
8	・21	金	10:00	本会議			
9	・22	土		————			
10	・23	日		————			
11	・24	月					
12	・25	火					
13	・26	水					
14	・27	木					
15	・28	金					
16	3・ 1	土		————			
17	・ 2	日		————			
18	・ 3	月				市会運営委員会	
19	・ 4	火	10:00	本会議		委員会	
20	・ 5	水					
21	・ 6	木					
22	・ 7	金					
23	・ 8	土		————			
24	・ 9	日		————			
25	・10	月					
26	・11	火					
27	・12	水		(議員会)			
28	・13	木		(議員会)			
29	・14	金				委員会(討論終了)－市会運営委員会	
30	・15	土		————			
31	・16	日		————			
32	・17	月	10:00	本会議 <会期末>			

割当表

		常任委員会									
委員会	経済 総務	くらし 環境		教育 福祉		まち づくり		交通 水道 消防			
		共	民	自	公	自	民	共	京	共	京
委員長											
副委員長											

市会 運営 委員会		
自		
共	民	公

特別委員会					
第1 分科会		第2 分科会		第3 分科会	
予算 決算					
自					
民	自	自	公	共	京
主	副	主	副	主	副

定数	14	14	14 (欠1)	14	13
自民	5	4	5	5	4
23					
共産	3	3	3	3	2
14					
民主・都	3	3	2	2	3
13					
公明	2	2	2	3	3
12					
京都	1	1	0	1	1
4					
無	0	1	0	0	0
1					
無	0	0	1	0	0
1					

15
6
3
3
3
オブザーバー 1

69(欠1)		
(第1分科会)	(第2分科会)	(第3分科会)
23	23	23(欠1)
8	8	7
5	5	4
5	4	4
4	4	4
1	2	1
0	0	1
0	0	1

執行機関設置の審議会への参画についての申合せ

平成19年2月19日市会運営委員会決定

執行機関設置の審議会については、法令又は条例で「議員」という文言が明記されているもの以外については、原則として参画しないものとする。

ただし、個別に執行機関から参画の要請があった場合は、理事懇談会でそのつど協議のうえ決定する。

① 法律に基づくもの

- ・~~京都市青少年活動推進協議会~~
- ・ 京都市社会福祉審議会
- ・~~京都市民生委員推薦会~~

② 条例に基づくもの

- ・~~京都市町名、町界変更審議会~~
- ・ 京都市都市計画審議会

なお、~~こうした取扱いは、平成19年の議員改選後の市会からとする。~~

	委員会名	委員長	副委員長
常 任 委 員 会	経済総務	とがし 豊 委員	椋田隆知 委員 吉田孝雄 委員
	くらし環境	鈴木マサホ 委員	しまもと京司 委員 津田早苗 委員
	教育福祉	田中明秀 委員	西村善美 委員 山本ひろふみ委員
	まちづくり	国本友利 委員	桜井泰広 委員 片桐直哉 委員
	交通水道消防	山元あき 委員	北山ただお 委員 中島拓哉 委員
市会運営委員会	加藤盛司 委員	井坂博文 委員 山本ひろふみ委員 湯浅光彦 委員	

市会運営委員会理事

加 藤 盛 司 委 員 長

井 坂 博 文 副委員長

山 本 ひろふみ副委員長

湯 浅 光 彦 副委員長

吉 井 あきら 委 員

加 藤 あ い 委 員

市会本会議議事進行係

しまもと京 司 委 員

椋 田 隆 知 委 員

審議会委員について

(26. 3. 17)

職 名	人数	所 管 局	備 考
京都市社会福祉審議会委員	2	保健福祉局	教育福祉委員会委員長, 同 副委員長1人

平成26年京都市会第2回定例会の会期(案)

平成26年4月16日(水) ～ 平成27年3月20日(金)(339日間)

4 月 開 会 市 会 日 程 (案)

(26. 3. 17)

	月 日	曜 日	本 会 議 等		委 員 会 等		備 考
7	4・9	水		告示		市会運営委員会	
6	・10	木					
5	・11	金					
4	・12	土		――			
3	・13	日		――			
2	・14	月					
1	・15	火				市会運営委員会	
1	・16	水	10:00	本会議 <招集>		委員会	
2	・17	木		(議員会)		委員会(討論結了)－市会運営委員会	
3	・18	金	10:00	本会議			

〔 〕は、議案が提出された場合に想定される審議日程

5 月 市 会 日 程 (案)

(26. 3. 17)

	月 日	曜日	本 会 議 等		委 員 会 等		備 考
7	5・9	金		<議案発送>		市会運営委員会	
6	・10	土		——			
5	・11	日		——			
4	・12	月					
3	・13	火					
2	・14	水					
1	・15	木				市会運営委員会	
1	・16	金	10:00	本会議			
2	・17	土		——			
3	・18	日		——			
4	・19	月				市会運営委員会	
5	・20	火	10:00	本会議			
6	・21	水	10:00	本会議			
7	・22	木				} 委員会	
8	・23	金					
9	・24	土		——			
10	・25	日		——			
11	・26	月					
12	・27	火		(議員会)			
13	・28	水		(議員会)			
14	・29	木				委員会(討論結了)－市会運営委員会	
15	・30	金	10:00	本会議			

■ 常任委員会

経済総務委員会	
会議の日時	2月3日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後2時56分
会議の内容	1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・「市庁舎整備基本計画（案）」の策定について ・附属機関等の設置及び運営等に関する基準（案）について ・「公共施設マネジメント基本方針（案）」について 2 一般質問 <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎における職員労働組合の掲示板の在り方について 3 要求資料 <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎整備事業における設計等のスケジュールについて ・市庁舎整備事業における事業手法の検討結果について ・指定都市における公共施設マネジメントに係る方針・計画の策定状況及び公共建築物の保有状況について
経済総務委員会	
会議の日時	3月10日（月） 開会 午前10時04分 散会 午後5時36分
会議の内容	1 付託議案審査 3件 <ul style="list-style-type: none"> ・議第24号 土地利用審査会条例の一部改正 ・議第27号 公立大学法人京都市立芸術大学が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部改正 ・議第104号 関西広域連合規約の変更に関する協議 2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・京都市備蓄計画（案）の策定について ・「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2014-2018」に係る市民意見募集の結果及び計画の最終案について ・「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」に係る市民意見募集の結果及び改訂版の最終案について ・「左京区岡崎における神宮道（冷泉通～二条通）と公園の再整備」に係る市民意見募集の結果及び再整備基本計画の最終案について ・京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（仮称）＜案＞に対する市民意見募集の結果等について ・京都市グリーン産業振興ビジョン（仮称）（案）について 3 一般質問 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災被災自治体へのニーズに応じた職員派遣の必要性について ・市立芸術大学の移転に伴う洛西地域の住民との協議状況について ・市立芸術大学の移転理由と移転場所を崇仁地域とした経過について ・災害発生時における招集体制について

	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見酒造組合等と連携した日本酒による本市の経済及び観光の活性化について <p>4 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西京区洛西地域への説明等の経過について ・京都市立芸術大学の崇仁地域への移転整備に関する要望の検討経過について
経済総務委員会	
会議の日時	3月14日（金） 開会 午後10時48分 散会 午後10時50分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 3件（討論終了）</p> <p>(1) 会派の検討結果</p> <p>自民，民主，公明，京都：全て賛成</p> <p>共産：議第104号は反対，その他の議案は賛成</p> <p>(2) 審査結果</p> <p>表決の結果，議第104号は挙手多数，その他の議案2件は全会一致により全て可決することに決定する。</p>

くらし環境委員会	
会議の日時	2月4日（火） 開会 午前10時02分 散会 午後3時35分
会議の内容	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の交付に係る事前登録型本人通知制度の実施について ・「京都市地球温暖化対策計画」の見直しについて ・損害賠償請求訴訟に係る判決言渡しについて ・「京都市生物多様性プラン」について ・包装紙等の雑がみの分別リサイクル拡大に向けた社会実験の結果について ・「京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事 ただし，プラント設備工事」に係る損害賠償等の督促後の状況について <p>2 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都マラソンにおけるメインスポンサーからの協賛状況，イメージカラーの設定及びコース変更による魅力向上について ・人権擁護委員との連携の強化について ・街頭ごみ箱撤去の今後の方向性及び地元との協議の必要性について <p>3 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本弁護士連合会等からの事前登録型本人通知制度に関する申込書等の内容について ・住民票の写し及び戸籍謄本等の第三者請求に係る要件について ・京都市が中央建設工事紛争審査会へ提出した答弁書
くらし環境委員会	

会議の日時	3月10日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後9時48分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第22号 地球温暖化対策条例の一部改正 ・議第254号 京都会館再整備工事請負契約の変更 ・議第280号 訴えの提起 <p>2 請願審査</p> <p style="padding-left: 20px;">継続審査 1件</p> <p>3 陳情審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳情第77号 「水銀に関する水俣条約」の早期発効と国内対策の確立の要請 <p>4 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市地球温暖化対策計画」改定案について ・「京都市生物多様性プラン」骨子に関する市民意見募集の結果について ・「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ（案）」について ・雑がみ等の紙ごみ分別・リサイクル徹底推進事業の実施について ・「平成25年度自治会・町内会アンケート」の結果について ・（財）京都市立浴場運営財団の解散及び同財団新法人移行後の本市職員の理事兼職について ・「人権に関する市民意識調査報告書（案）」について ・「京都市美術館将来構想 中間まとめ」に関する市民意見募集の結果について ・京都市代表団のラオス訪問について ・「京都をつなぐ無形文化遺産」「京・花街の文化ーいまも息づく伝統伎芸とおもてなし」素案に対する市民意見募集の結果について ・「京都岡崎の文化的景観」の重要文化的景観選定申出に関する市民意見募集について ・「京都マラソン2014」大会実施結果等について <p>5 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰溶融施設の損害賠償請求訴訟の提訴時期及び中央建設工事紛争審査会の調停状況について ・東部山間埋立処分地の延命策の検討について ・京都市地球温暖化対策計画に組み込んだうえでの環境教育の推進について ・都市熱活用プロジェクト及び人工光合成の取組の今後の方向性について ・クリーンセンター送迎バス問題等の改善状況及び問題に対する認識について ・住民票等の交付に関する事前登録型本人通知制度に関する弁護士会との協議状況及び密行性の担保について ・動物園におけるツシマヤマネコ施設の今後について <p>6 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都会館再整備工事請負契約の金額変更に係る積算について

	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人京都市立浴場運営財団第5回理事会・評議員会（平成26年2月26日開催）において出された主な意見について ・“京都をつなぐ無形文化遺産”「京・花街の文化－いまも息づく伝統伎芸とおもてなし」についての舞妓等へのヒアリング及び第3回審査会について
くらし環境委員会	
会議の日時	3月14日（金） 開会 午後10時48分 散会 午後10時50分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 3件（討論終了）</p> <p>(1) 会派の検討結果</p> <p style="padding-left: 2em;">自民，民主，公明，無（清水）：全て賛成</p> <p style="padding-left: 2em;">共産：議第280号は反対，その他の議案は賛成</p> <p>(2) 審査結果</p> <p style="padding-left: 2em;">表決の結果，議第280号は挙手多数，その他の議案2件は全会一致により全て可決することに決定する。</p>

教育福祉委員会	
会議の日時	2月5日（水） 開会 午前10時02分 散会 午後2時33分
会議の内容	<p>1 請願審査</p> <p style="padding-left: 2em;">継続審査 1件</p> <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向について ・「若杉学園の今後の基本的な考え方」の策定について ・「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」の見直し素案に係る市民意見の募集について ・京都市立病院の機能拡充に向けた病院整備の見直しについて <p>3 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京（みやこ）・地域福祉推進指針のパブリックコメントについて ・洛西ふれあいの里保養研修センターの活用について ・まちねこ活動支援事業及びその広報の在り方について ・生活保護住宅扶助の民間住宅における代理納付について ・いじめ防止対策推進法への対応について <p>4 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市若杉学園親の会からの要望書及びアンケート結果について ・まちねこ活動支援事業の行政区別実績について
教育福祉委員会	
会議の日時	3月10日（月） 開会 午前10時02分 散会 午後8時00分

<p>会議の内容</p>	<p>1 付託議案審査 15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第60号 民生委員の定数に関する条例の制定 ・議第61号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 ・議第62号 衛生関係手数料条例の一部改正 ・議第71号 介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正 ・議第72号 地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部改正 ・議第93号 社会教育委員の定数等に関する条例の全部改正 ・議第94号 久世ふれあいセンター条例の一部改正 ・議第96号 教職員の給与等に関する条例の一部改正 ・議第97号 市立小学校条例の一部改正 ・議第103号 指定管理者の指定（老人保養センター） ・議第246号 社会福祉奨学基金条例の一部改正 ・議第247号 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部改正 ・議第248号 児童館及び学童保育所条例の一部改正 ・議第249号 衛生環境研究所条例の一部改正 ・議第278号 損害賠償の額の決定 <p>2 請願審査</p> <p>(1) 継続審査 4件</p> <p>(2) 不採択 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願第235号 洛西ふれあいの里保養研修センターの存続等 ・請願第238号 子ども・子育て支援新制度の充実 ・請願第241号 全員制の中学校給食の実施 ・請願第243号 教育条件の改善 <p>3 陳情審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳情第78号 老人医療費助成制度の1割負担の存続 ・陳情第79号 リハビリテーションセンター附属病院の存続 ・陳情第80号 子ども・子育て支援新制度実施の先送り等の要請 ・陳情第81号 リハビリテーションセンター附属病院の廃止方針の撤回等 ・陳情第82号 リハビリテーションセンター附属病院の存続・拡充 ・陳情第83号 リハビリテーションセンター附属病院の廃止方針の撤回等 ・陳情第84号 リハビリテーションセンター附属病院の存続 ・陳情第85号 リハビリテーションセンター附属病院廃止の中止等 <p>4 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府市協調による動物愛護センターの施設整備及び運営について ・地域の野良猫対策につながるまちねこ活動支援事業の在り方について
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児検診における発達障害の早期発見の重要性及びその実施について ・京都市子ども・子育て会議市民フォーラムの実施結果及び子ども・子育て支援制度の周知の必要性について ・児童館の分室について ・伏見区藤森学区における学童保育の現状について ・自宅での昼間里親に対する助成等の仕組みづくりについて ・動物愛護教育の必要性について ・学校給食における「和食」の検討会議について ・京都市・乙訓地域公立高校の新しい入学者選抜制度について ・学校でのPM2.5への対応について ・教育現場での国歌斉唱について ・元弥栄中学校の漢検協会による土地活用について ・元成徳中学校跡地の下京中学校グラウンド等としての活用について ・元成徳中学校施設のNPO法人への貸出しについて ・食の感謝につながる食育の推進について <p>5 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校跡地活用手続きに係る漢検協会との事前相談の経過について ・「学校給食における和食の検討会議」について
--	---

教育福祉委員会

会議の日時	3月14日（金） 開会 午後10時47分 散会 午後10時51分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 15件（討論終了）</p> <p>(1) 会派の検討結果</p> <p style="padding-left: 20px;">自民，民主，公明，京都，無（森川）：賛成</p> <p style="padding-left: 20px;">共産：議第61号及び103号は反対，その他の議案は賛成</p> <p>(2) 審査結果</p> <p style="padding-left: 20px;">表決の結果，議第61号及び103号は挙手多数，その他の議案13件は全会一致により全て可決することに決定する。</p>

まちづくり委員会

会議の日時	2月6日（木） 開会 午前10時03分 散会 午前11時53分
会議の内容	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る損害賠償の進捗について ・梅小路公園の再整備について <p>2 請願審査</p> <p style="padding-left: 20px;">継続審査 3件</p> <p>3 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂川嵐山地区河川整備検討委員会における協議内容及び地元連絡会との連携の必要性について

	<ul style="list-style-type: none"> ・嵐山左岸及び北岸の河川整備等における建設局の今後の関わりについて ・道路トンネルの点検について ・京都駅周辺の高度利用地区の説明会及び帰宅困難者対策に係る既存施設との協定締結の進捗状況について
まちづくり委員会	
会議の日時	3月11日（火） 開会 午前10時02分 散会 午後4時04分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 52件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第76号 駐車場条例の一部改正 ・議第79号 建築基準条例の一部改正 ・議第82号 道路附属物自転車等駐車場条例の一部改正 ・議第83号 自転車等駐車場条例の一部改正 ・議第106号 阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路1号線等の料金の額の変更に係る同意 ・議第250号 地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正 ・議第251号 京都市市営住宅条例の一部改正 ・議第282号 崇仁市営住宅増築工事請負契約の締結 ・議第252号 京都市緑化・公園管理基金条例の一部改正 ・議第253号 京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅東自転車駐車場新設工事請負契約の締結 ・議第255号 市道路線の認定 ・議第256号 市道路線の廃止 ・議第257～276号 損害賠償の額の決定 ・議第277号 損害賠償の額の決定 ・議第282号 崇仁市営住宅増築工事請負契約の締結 ・議第283～301号 損害賠償の額の決定 <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー移動等円滑化基本構想（案）」（JR藤森地区，深草地区，西院地区）について <p>3 請願審査</p> <p>(1) 継続審査 1件</p> <p>(2) 審議未了 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願第175号 宅地開発工事の指導（左京区浄土寺南田町） ・請願第176号 宅地開発工事の指導（左京区浄土寺南田町） <p>4 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の発注におけるジョイントベンチャーの在り方及び適正な価格の設定の必要性について ・京都駅南口におけるタクシーの乗降時のルールの徹底及び物理的対策について

	<ul style="list-style-type: none"> ・京都駅南口へのショットガン方式の導入について ・京都駅南口の信号制御が与えるタクシー乗降場所等への影響について ・排水機場の管理に係る一度目の入札不調の理由及び直営も含めた運営の在り方について <p>5 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府と京都市の公営住宅の入居要件等の相違点について ・自動二輪車（125cc以下）受入れ予定の自転車等駐車場における原動機付自転車（50cc以下）の駐車率について
--	--

まちづくり委員会

会議の日時	3月14日（金） 開会 午後10時54分 閉会 午後11時00分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 52件（討論終了）</p> <p>(1) 会派の検討結果</p> <p>自民，民主，公明：全て賛成</p> <p>共産：議第106号は反対，その他の議案は賛成</p> <p>京都：議第282号は反対，その他の議案は賛成</p> <p>(2) 審査結果</p> <p>表決の結果，議第106号及び議第282号は挙手多数で可決，その他の議案50件は全会一致により全て可決することに決定する。</p>

交通水道消防委員会

会議の日時	2月6日（木） 開会 午前10時02分 散会 午前10時47分
会議の内容	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度京都市上下水道事業経営審議委員会における審議状況について <p>2 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水処理負担金の算定基準の見直しについて ・包括外部監査等，外部からの意見を日常的に反映させる必要性について <p>3 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水・汚水比率について

交通水道消防委員会

会議の日時	3月11日（火） 開会 午前10時02分 散会 午後2時34分
会議の内容	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急不搬送事案の概要及び再発防止に向けた取組について ・「京都市火災予防条例」の改正（案）に対する市民意見の募集について ・台風18号により被災した地下鉄東西線の災害対応に係る総括について ・平成25年度地下鉄防災実地訓練の実施について <p>2 一般質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防分団へのパソコン導入状況及び利用状況について

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・消防分団へ配備しているパソコンのセキュリティについて・洛西ニュータウンの公共交通の在り方について・新しいバス路線ダイヤに関する市民の反響及びバス増便への柔軟な対応の可能性について・京都水族館行きシャトルバス及び地下鉄北山駅のバリアフリー化について |
|--|---|

■ 予算特別委員会

予算特別委員会	
会議の日時	2月14日（金） 開会 午前11時20分 散会 午前11時23分
会議の内容	<p>1 正副委員長の互選</p> <p>委員長 山本 恵一 委員</p> <p>副委員長 西村 義直 委員</p> <p>西村 善美 委員</p> <p>宮本 徹 委員</p> <p>国本 友利 委員</p> <p>寺田 一博 委員</p> <p>佐々木 たかし 委員</p> <p>2 分科会の設置</p> <p>別記30のとおり3個の分科会を設置することを決定する。</p> <p>3 分科会委員の選任</p> <p>別記31のとおり選任することを決定する。</p> <p>4 審査日程</p> <p>審査日程案（別記32）のとおりとする。</p>
予算特別委員会第1分科会・第2分科会・第3分科会合同分科会	
会議の日時	2月14日（金） 開会 午前11時23分 散会 午前11時25分
会議の内容	<p>1 正副主査の互選</p> <p>第1分科会 主査 宮本 徹 副委員長</p> <p>副主査 寺田 一博 副委員長</p> <p>第2分科会 主査 西村 義直 副委員長</p> <p>副主査 国本 友利 副委員長</p> <p>第3分科会 主査 西村 善美 副委員長</p> <p>副主査 佐々木 たかし 副委員長</p> <p>2 審査日程</p> <p>審査日程案（別記32）のとおりとする。</p>
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	2月17日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後4時52分
会議の内容	<p>1 付託議案審査（環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局 質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第235号 25年度一般会計補正予算 ・議第236号 25年度国民健康保険事業特別会計補正予算 ・議第237号 25年度介護保険事業特別会計補正予算

	<ul style="list-style-type: none"> ・議第238号 25年度地域水道特別会計補正予算 ・議第239号 25年度京北地域水道特別会計補正予算 ・議第240号 25年度特定環境保全公共下水道特別会計補正予算 ・議第241号 25年度雇用対策事業特別会計補正予算 ・議第242号 25年度土地区画整理事業特別会計補正予算 ・議第243号 25年度基金特別会計補正予算 ・議第244号 25年度水道事業特別会計補正予算 ・議第279号 訴えの提起 <p>2 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰熔融施設に係る訴訟の本市弁護士（予定）の概要
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月17日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後2時47分
会議の内容	<p>1 付託議案審査（保健福祉局，都市計画局，建設局，教育委員会質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第235号 25年度一般会計補正予算 ほか10件 <p>2 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターボランティアスタッフの構成及び養成講座の内容について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月17日（月） 開会 午前10時04分 散会 午前11時38分
会議の内容	<p>1 付託議案審査（消防局，上下水道局質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第235号 25年度一般会計補正予算 ほか10件
予算特別委員会	
会議の日時	2月19日（水） 開会 午後1時32分 散会 午後1時35分
会議の内容	<p>1 付託議案審査 11件（討論終了）</p> <p>(1) 会派の検討結果</p> <p style="padding-left: 20px;">全会派：全て賛成</p> <p>(2) 審査結果</p> <p style="padding-left: 20px;">表決の結果，全会一致により全て可決することに決定する。</p>
予算特別委員会	
会議の日時	2月21日（金） 開会 午後4時42分 散会 午後4時44分
会議の内容	<p>1 審査日程</p> <p style="padding-left: 20px;">審査日程案（別記33）のとおりとする。</p> <p>2 総括質疑の直接傍聴</p> <p style="padding-left: 20px;">3月6日及び7日の総括質疑の直接傍聴を許可することに決定する。</p>
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	2月24日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後6時06分

会議の内容	<p>1 付託議案審査（環境政策局質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ・議第2号 26年度母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 ・議第3号 26年度国民健康保険事業特別会計予算 ・議第4号 26年度介護保険事業特別会計予算 ・議第5号 26年度後期高齢者医療特別会計予算 ・議第6号 26年度地域水道特別会計予算 ・議第7号 26年度京北地域水道特別会計予算 ・議第8号 26年度特定環境保全公共下水道特別会計予算 ・議第9号 26年度中央卸売市場第一市場特別会計予算 ・議第10号 26年度中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算 ・議第11号 26年度農業集落排水事業特別会計予算 ・議第12号 26年度雇用対策事業特別会計予算 ・議第13号 26年度土地区画整理事業特別会計予算 ・議第14号 26年度駐車場事業特別会計予算 ・議第15号 26年度土地取得特別会計予算 ・議第16号 26年度市公債特別会計予算 ・議第17号 26年度市立病院機構病院事業債特別会計予算 ・議第18号 26年度水道事業特別会計予算 ・議第19号 26年度公共下水道事業特別会計予算 ・議第20号 26年度自動車運送事業特別会計予算 ・議第21号 26年度高速鉄道事業特別会計予算 ・議第23号 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 ・議第25号 職員定数条例の一部改正 ・議第26号 特別会計条例の一部改正 ・議第28号 国際交流会館条例の一部改正 ・議第29号 大学のまち交流センター条例の一部改正 ・議第30号 京都会館条例の一部を改正する条例の一部改正 ・議第31号 文化会館条例の一部改正 ・議第32号 無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部改正 ・議第33号 京都コンサートホール条例の一部改正 ・議第34号 円山公園音楽堂条例の一部改正 ・議第35号 西京極総合運動公園条例の一部改正 ・議第36号 横大路運動公園条例の一部改正 ・議第37号 宝が池公園運動施設条例の一部改正 ・議第38号 京北運動公園条例の一部改正 ・議第39号 体育館条例の一部改正 ・議第40号 地域体育館条例の一部改正 ・議第41号 武道センター条例の一部改正 ・議第42号 市民スポーツ会館条例の一部改正
-------	---

- ・議第43号 京北パラグライダー施設条例の一部改正
- ・議第44号 文化財建造物保存技術研修センター条例の一部改正
- ・議第45号 市民活動センター条例の一部改正
- ・議第46号 男女共同参画センター条例の一部改正
- ・議第47号 百井青少年村条例の一部改正
- ・議第48号 青少年活動センター条例の一部改正
- ・議第49号 都市公園条例の一部改正
- ・議第50号 地方独立行政法人京都市産業技術研究所の重要な財産を定める条例の制定
- ・議第51号 地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例の制定
- ・議第52号 職員退職手当支給条例等の一部改正
- ・議第53号 中央卸売市場業務条例の一部改正
- ・議第54号 勸業館条例の一部改正
- ・議第55号 創業支援工場条例の一部改正
- ・議第56号 宇津峡公園条例の一部改正
- ・議第57号 上弓削農業集落排水処理施設条例の一部改正
- ・議第58号 と畜場条例の一部改正
- ・議第59号 宇多野ユースホステル条例の一部改正
- ・議第63号 児童福祉センター条例の一部改正
- ・議第64号 保育所条例の一部改正
- ・議第65号 長寿すこやかセンター条例の一部改正
- ・議第66号 身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正
- ・議第67号 障害者スポーツセンター条例の一部改正
- ・議第68号 障害者教養文化・体育会館条例の一部改正
- ・議第69号 福祉ボランティアセンター条例の一部改正
- ・議第70号 国民健康保険条例の一部改正
- ・議第73号 健康増進センター条例の一部改正
- ・議第74号 こころの健康増進センター条例の一部改正
- ・議第75号 歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例の全部改正
- ・議第77号 醍醐交流会館条例の一部改正
- ・議第78号 久我の杜生涯学習プラザ条例の一部改正
- ・議第80号 景観・まちづくりセンター条例の一部改正
- ・議第81号 道路附属物自動車駐車場条例の一部改正
- ・議第84号 ラクト健康・文化館条例の一部改正
- ・議第85号 宝が池公園子どもの楽園条例の一部改正
- ・議第86号 火災予防条例の一部改正
- ・議第87号 水道事業条例の一部改正
- ・議第88号 地域水道の管理に関する条例の一部改正
- ・議第89号 京北地域水道の管理に関する条例の一部改正

	<ul style="list-style-type: none"> ・議第90号 京都市公共下水道事業条例の一部改正 ・議第91号 特定環境保全公共下水道条例の一部改正 ・議第92号 疏水の水の使用に関する条例の一部改正 ・議第95号 立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例の一部改正 ・議第98号 生涯学習総合センター条例の一部改正 ・議第99号 青少年科学センター条例の一部改正 ・議第100号 野外活動施設花背山の家条例の一部改正 ・議第101号 野外活動施設京北山国の家条例の一部改正 ・議第102号 子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部改正 ・議第105号 地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画の変更の認可 ・議第245号 執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正 ・議第281号 老人医療費支給条例の一部改正 <p>2 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度環境共生市民協働事業基金に係る増減見込額の内容 ・食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業別の食品廃棄物量と再生利用量 ・本市における公衆トイレ及び観光トイレの設置状況 ・し尿収集業務
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月24日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後5時51分
会議の内容	<p>1 付託議案審査（都市計画局質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月24日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後5時27分
会議の内容	<p>1 付託議案審査（消防局質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 <p>2 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の消防職員委員会での審議意見及び改善内容について ・老朽防火水槽既存ストック活用事業について ・消防団福利厚生事業「えらべる倶楽部」の見直しについて ・消防職員（再任用職員含む）の配置状況について
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	2月25日（火） 開会 午前10時02分 散会 午後6時10分
会議の内容	<p>1 付託議案審査（文化市民局質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 <p>2 要求資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市美術館の今後の再整備スケジュールについて

	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市職員における出産休暇の取得状況について ・京都市職員における育児休業の取得状況について
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月25日（火） 開会 午前10時02分 散会 午後5時11分
会議の内容	1 付託議案審査（建設局質疑） <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月25日（火） 開会 午前10時03分 散会 午後4時50分
会議の内容	1 付託議案審査（交通局質疑） <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 2 要求資料 <ul style="list-style-type: none"> ・市バス車両走行1km当たりの軽油使用料及びCO₂排出量について（過去5年間） ・地下鉄車両走行1km当たりの運転用使用電力量及びCO₂排出量について（過去5年間）
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	2月26日（水） 開会 午前10時02分 散会 午後6時04分
会議の内容	1 付託議案審査（選挙管理委員会事務局，監査事務局，人事委員会事務局，行財政局質疑） <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月26日（水） 開会 午前10時02分 散会 午後5時35分
会議の内容	1 付託議案審査（保健福祉局質疑） <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 2 要求資料 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護基準見直しに伴い影響を受ける制度について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月26日（水） 開会 午前10時03分 散会 午後5時38分
会議の内容	1 付託議案審査（交通局質疑） <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	2月27日（木） 開会 午前10時02分 散会 午後5時04分
会議の内容	1 付託議案審査（会計室，行財政局質疑） <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件

	2 要求資料 ・京都市立芸術大学の施設整備の状況について（平成23年～平成25年）
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月27日（木） 開会 午前10時03分 散会 午後5時29分
会議の内容	1 付託議案審査（保健福祉局質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 2 要求資料 ・生活保護基準見直しに伴い影響を受ける制度について ・潜在保育士再就業支援研修（保育園連盟実施）の実績について ・高齢者の居場所の設置状況等（平成26年2月末時点）
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月27日（木） 開会 午前10時03分 散会 午後5時08分
会議の内容	1 付託議案審査（上下水道局質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 2 要求資料 ・大規模太陽光発電設備の建設費用等について
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	2月28日（金） 開会 午前10時03分 散会 午後6時05分
会議の内容	1 付託議案審査（市会事務局，総合企画局質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月28日（金） 開会 午前10時02分 散会 午後5時41分
会議の内容	1 付託議案審査（教育委員会質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 2 要求資料 ・政令指定都市における中学校の全員給食の実施割合について ・京都市立総合支援学校職業学科卒業生一般就労者数及び離職者数について（平成20～24年） ・小学校給食での府内産の肉類，魚類，野菜の使用率について（平成22～24年度） ・元弥栄中学校の跡地貸付にかかる平成26年度の歳入予算について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月28日（金） 開会 午前10時03分 散会 午後5時22分
会議の内容	1 付託議案審査（上下水道局質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件

	2 要求資料 ・疎水運河用地使用料及びその他雑収入益の内訳について（平成24年度実績）
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	3月3日（月） 開会 午前10時03分 散会 午後6時21分
会議の内容	1 付託議案審査（産業観光局） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件 2 要求資料 ・京都市中央卸売市場の取扱に対する京都府内産，京都市内産の割合
予算特別委員会	
会議の日時	3月6日（木） 開会 午前10時04分 散会 午後6時21分
会議の内容	1 付託議案審査（総括質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会	
会議の日時	3月7日（金） 開会 午前10時03分 散会 午後6時22分
会議の内容	1 付託議案審査（総括質疑） ・議第1号 26年度一般会計予算 ほか88件
予算特別委員会	
会議の日時	3月14日（金） 開会 午後11時05分 散会 午後11時10分
会議の内容	1 付託議案審査 89件（討論終了） (1) 会派の検討結果 自民：全て賛成。議第1号に1個，議第66号に1個の付帯決議を付す。 共産：議第1号，3号～11号，14号，18号～21号，23号，25号，28号～59号，63号～70号，73号，77号，78号，80号，84号～92号，95号，98号～102号及び105号は反対，その他の議案12件は賛成。 民主：全て賛成。議第66号に1個の付帯決議を付す。 公明，京都，無，無：全て賛成。 (2) 審査結果 ア 表決の結果，議第1号，3号～11号，14号，18号～21号，23号，25号，28号～59号，63号～70号，73号，77号，78号，80号，84号～92号，95号，98号～102号及び105号は挙手多数で，その他の議案12件は全会一致により全て可決することに決定する。 イ 付帯決議の取りまとめは，正副委員長と各会派の代表に一任し，調整の結果，議第1号に1個，議第66号に1個の付帯決議を付すことに決定する。

予算特別委員会の分科会

(委員会要綱 3 及び 4 による)

分科会	所 管
第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項
第 2 分科会	保健福祉局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項
第 3 分科会	消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項

予算特別委員会第1分科会委員

小林正明	議員	田中明秀	議員	津田大三	議員
寺田一博	議員	富きくお	議員	橋村芳和	議員
椋田隆知	議員	井坂博文	議員	井上けんじ	議員
とがし豊	議員	西野さち子	議員	宮田えりこ	議員
天方浩之	議員	今枝徳蔵	議員	片桐直哉	議員
鈴木マサホ	議員	宮本徹	議員	大道義知	議員
ひおき文章	議員	平山よしかず	議員	吉田孝雄	議員
中島拓哉	議員	村山祥栄	議員		

以上 23 名

予算特別委員会第2分科会委員

井上与一郎	議員	内海貴夫	議員	香川佐代子	議員
しまもと京司	議員	中川一雄	議員	中村三之助	議員
西村義直	議員	吉井あきら	議員	岩橋ちよみ	議員
加藤あい	議員	くらた共子	議員	玉本なるみ	議員
樋口英明	議員	青木よしか	議員	中野洋一	議員
松下真蔵	議員	安井つとむ	議員	青野仁志	議員
井上教子	議員	国本友利	議員	曾我修	議員
江村理紗	議員	清水ゆう子	議員		

以上 23 名

予算特別委員会第3分科会委員

大西均	議員	加藤盛司	議員	桜井泰広	議員
繁隆夫	議員	下村あきら	議員	高橋泰一朗	議員
山元あき	議員	山本恵一	議員	河合ようこ	議員
北山ただお	議員	西村善美	議員	山中渡	議員
隠塚功	議員	小林あきろう	議員	山岸たかゆき	議員
山本ひろふみ	議員	久保勝信	議員	谷口弘昌	議員
津田早苗	議員	湯浅光彦	議員	佐々木たかし	議員
森川央	議員				

以上 22 名

予算特別委員会審査日程(案)

月 日	日 程			参 考
2月17日(月)	第1分科会 局別質疑	第2分科会 局別質疑	第3分科会 局別質疑	(理事会)
18日(火)	分科会審査内容報告作成配付			
19日(水)	委員会(討論終了)			議 運
20日(木)				本会議
21日(金)	委員長報告			本会議

※ 2月17日(月)の各分科会の局別質疑の対象局及び質疑順

第1分科会 環境政策局, 行財政局, 総合企画局, 文化市民局, 産業観光局

第2分科会 保健福祉局, 都市計画局, 建設局, 教育委員会

第3分科会 消防局, 上下水道局

予算特別委員会審査日程(案)

月 日	日 程			参 考
2月24日(月)	第1分科会	第2分科会	第3分科会	
	環境政策局	都市計画局	消防局	
25日(火)	文化市民局	建設局	交通局	
26日(水)	選管・監査・人事, 行財政局	保健福祉局	交通局	
27日(木)	会計室, 行財政局	保健福祉局	上下水道局	
28日(金)	市会, 総合企画局	教育委員会	上下水道局	
3月1日(土)				－休日－
2日(日)				－休日－
3日(月)	産業観光局			
4日(火)				
5日(水)	分科会審査内容報告作成配付			
6日(木)	委員会(総括質疑)			
7日(金)	委員会(総括質疑)			
8日(土)				－休日－
9日(日)				－休日－
10日(月)				
11日(火)				
12日(水)				(議員会)
13日(木)				(議員会)
14日(金)	委員会(討論結了)			議運
15日(土)				－休日－
16日(日)				－休日－
17日(月)	委員長報告			本会議 議運

■ 市会改革推進委員会

市会改革推進委員会	
会議の日時	2月14日（金） 開会 午後1時02分 散会 午後1時07分
会議の内容	1 議会基本条例の制定について
市会改革推進委員会	
会議の日時	3月4日（火） 開会 午前10時16分 散会 午前10時30分
会議の内容	1 今後の委員会における検討項目 2 要求資料 ・ 委員間討議の実施状況について（政令指定都市）

※ 市会改革推進委員会の検討結果をまとめた報告が、2月14日に議長に提出されました。同報告では、下記の項目について取りまとめられています。

2月14日提出分

- 1 議会基本条例（「京都市会基本条例」）

■ 異動関連

1 市会改革推進委員の辞任及び補欠選任

3月15日、議長において、吉田孝雄議員（公明）及び江村理紗議員（京都）の市会改革推進委員の辞任が許可され、3月17日に、久保勝信議員（公明）及び中島拓哉議員（京都）が同委員に指名された。

■ 議案処理一覧

1 議員提出議案

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	提 出 会派等
2.21	2.21	市会1	京都市会定例会回数条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
2.21	2.21	市会2	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
2.21	2.21	市会3	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
3.17	3.17	市会4	京都市会基本条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	市会議員20名
3.17	3.17	市会5	京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	自民, 民主, 公明, 無*1, 無*2
3.17	3.17	市会6	京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否決	×	○	×	×	×	×	×	共産
3.17	3.17	市会7	京都市会議員の議員報酬, 費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	否決	×	○	×	×	×	○	○	共産, 無*1, 無*2
3.17	3.17	市会8	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民, 民主, 公明, 京都

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	提 出 会派等
3.17	3.17	市会9	京都市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
3.17	3.17	市会10	おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	全会派
3.17	3.17	市会11	「ダンス規制法」（風営法）の改正を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	全会派
3.17	3.17	市会12	「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	全会派
3.17	3.17	市会13	過労死等防止のための法整備を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民，共産，民主，公明，無*1，無*2
3.17	3.17	市会14	食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民，共産，民主，公明，無*1，無*2
3.17	3.17	市会15	微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民，民主，公明，京都，無*1，無*2
3.17	3.17	市会16	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民，公明，無*1，無*2
3.17	3.17	市会17	医療制度に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	×	○	○	自民，公明，無*1，無*2
3.17	3.17	市会18	防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基	可決	○	×	×	○	○	×	○	自民，公明，無*2

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	提 出 会派等
			づく自然災害対策の更なる推進を求める意見書の提出について									
3.17	3.17	市会19	河川の防災対策を求める意見書の提出について	否決	×	○	×	×	×	×	○	共産, 無*2
3.17	3.17	市会20	原発再稼働を行わず, 原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定を求める意見書の提出について	否決	×	○	×	×	×	×	×	共産
3.17	3.17	市会21	「脱・原発依存社会」の実現を求める意見書の提出について	否決	×	×	○	×	×	○	×	民主, 無*1
3.17	3.17	市会22	焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民, 民主, 公明, 京都, 無*1, 無*2
3.17	3.17	市会23	市立浴場に関する決議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民, 民主, 公明, 京都, 無*1, 無*2
3.17	3.17	市会24	ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める決議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	自民, 民主, 公明, 京都, 無*1, 無*2

(○×は議案に対する各会派の態度。 ○=賛成, ×=反対)

無*1=無所属 (清水ゆう子議員) 無*2=無所属 (森川央議員)

2 市長提出議案

(1) 平成25年度分

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	2.21	議235	平成25年度京都市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	2.21	議236	平成25年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議237	平成25年度京都市介護保険事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議238	平成25年度京都市地域水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議239	平成25年度京都市京北地域水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議240	平成25年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議241	平成25年度京都市雇用対策事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議242	平成25年度京都市土地区画整理事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議243	平成25年度京都市基金特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議244	平成25年度京都市水道事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議245	京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議246	京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議247	子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議248	京都市児童館及び学童 保育所条例の一部を改 正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議249	京都市衛生環境研究所 条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議250	京都市地区計画の区域 内における建築物等の 制限に関する条例の一 部を改正する条例の制 定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議251	京都市市営住宅条例の 一部を改正する条例の 制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議252	京都市緑化・公園管理 基金条例の一部を改正 する条例の制定につい て	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議253	京都市京都駅八条口西 自転車駐車場及び京都 市京都駅八条口東自転 車駐車場新設工事請負 契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議254	京都会館再整備工事請 負契約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議255	市道路線の認定につい て	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議256	市道路線の廃止につい て	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議257	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議258	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議259	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議260	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議261	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議262	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議263	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議264	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議265	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議266	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議267	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議268	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議269	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議270	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議271	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議272	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議273	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議274	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議275	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議276	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議277	損害賠償の額の決定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議278	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	2.21	議279	訴えの提起について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議280	訴えの提起について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議281	京都市老人医療費支給 条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議282	崇仁市営住宅増築工事 請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	×	○	○	
2.28	3.17	議283	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議284	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議285	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議286	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議287	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議288	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議289	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議290	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議291	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議292	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議293	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議294	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議295	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.28	3.17	議296	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議297	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議298	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議299	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議300	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.28	3.17	議301	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
3.17	3.17	議302	京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	

(○×は議案に対する各会派の態度。 ○=賛成, ×=反対)

無*1=無所属(清水ゆう子議員) 無*2=無所属(森川央議員)

(2) 平成26年度分

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議1	平成26年度京都市一般会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	付帯決議
2.14	3.17	議2	平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議3	平成26年度京都市国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議4	平成26年度京都市介護保険事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議5	平成26年度京都市後期 高齢者医療特別会計予 算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議6	平成26年度京都市地域 水道特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議7	平成26年度京都市京北 地域水道特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議8	平成26年度京都市特定 環境保全公共下水道特 別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議9	平成26年度京都市中央 卸売市場第一市場特別 会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議10	平成26年度京都市中央 卸売市場第二市場・と 畜場特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議11	平成26年度京都市農業 集落排水事業特別会計 予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議12	平成26年度京都市雇用 対策事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議13	平成26年度京都市土地 区画整理事業特別会計 予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議14	平成26年度京都市駐車 場事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議15	平成26年度京都市土地 取得特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議16	平成26年度京都市市公 債特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議17	平成26年度京都市立病 院機構病院事業債特別 会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議18	平成26年度京都市水道 事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議19	平成26年度京都市公共 下水道事業特別会計予 算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議20	平成26年度京都市自動 車運送事業特別会計予 算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議21	平成26年度京都市高速 鉄道事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議22	京都市地球温暖化対策 条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議23	京都市廃棄物の減量及 び適正処理等に関する 条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議24	京都市土地利用審査会 条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議25	京都市職員定数条例の 一部を改正する条例の 制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議26	京都市特別会計条例の 一部を改正する条例の 制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議27	公立大学法人京都市立 芸術大学が譲渡等につ いて市長の認可を受け なければならない重要 な財産を定める条例の 一部を改正する条例の 制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議28	京都市国際交流会館条 例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議29	京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議30	京都会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議31	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議32	京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議33	京都コンサートホール条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議34	京都市円山公園音楽堂条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議35	京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議36	京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議37	京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議38	京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議39	京都市体育館条例の一部を改正する条例の制	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
			定について									
2.14	3.17	議40	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議41	京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議42	京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議43	京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議44	京都市文化財建造物保存技術研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議45	京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議46	京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議47	京都市百井青少年村条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議48	京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議49	京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議50	地方独立行政法人京都市産業技術研究所の重要な財産を定める条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議51	地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議52	京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議53	京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議54	京都市勸業館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議55	京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議56	京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議57	京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議58	京都市と畜場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議59	京都市宇多野ユースホテル条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議60	京都市民生委員の定数に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議61	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議62	京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議63	京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議64	京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議65	京都市長寿すこやかセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議66	京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	付帯決議
2.14	3.17	議67	京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議68	京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議69	京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議70	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議71	京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議72	地方独立行政法人京都市立病院機構が譲渡等について市長の認可を受けなければならない重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議73	京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議74	京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議75	京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例の全部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議76	京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議77	京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
			例の制定について									
2.14	3.17	議78	京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議79	京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議80	京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議81	京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議82	京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議83	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議84	京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議85	京都市宝が池公園子ども楽園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議86	京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議87	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
			制定について									
2.14	3.17	議88	京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議89	京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議90	京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議91	京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議92	京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議93	京都市社会教育委員の定数等に関する条例の全部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議94	京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議95	京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議96	京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
2.14	3.17	議97	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議98	京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議99	京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議100	京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議101	京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議102	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議103	指定管理者の指定について（京都市老人保養センター）	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議104	関西広域連合規約の変更に関する協議について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議105	地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画の変更の認可について	可決	○	×	○	○	○	○	○	
2.14	3.17	議106	阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路1号線等の料金の額の変更に係る同意について	可決	○	×	○	○	○	○	○	

提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	京 都	無 *1	無 *2	付 帯 決議等
3.17	3.17	議107	副市長の選任について (小笠原 憲一)	同意	○	×	○	○	○	○	○	
3.17	3.17	議108	包括外部監査契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	

■ 付帯決議

議第1号に対する付帯決議

執ような客引きについては、大きな問題となっており、既に東京や大阪などの大都市において、規制などの取組が始まっている。

この客引き行為は、現在でも優良な店舗に悪影響を及ぼしており、放置をすれば京都を代表する繁華街の低質化を招き、ひいては京都の都市格をおとしめることにつながっていく。

このような状況に対し、次年度予算に都市部地域商業活性化事業として100万円が計上されたが、規制を先行する他都市からの流入対策が急がれる。

よって、今回の予算を有効活用するとともに、現状把握のための調査をするなど、京都府と連携の下、京都府迷惑行為防止条例の改正や京都市での条例化なども視野に入れ、早急に実行性のある対応をとること。

(賛成会派)

全会派

議第66号に対する付帯決議

リハビリテーションセンターの附属病院を廃止し、民間にその役割を委ねていくことについては、障害のある当事者から不安の声が上がっている。

その声を払拭するためにも、現行の入院・外来患者については、行き場がないようなことが決して起こらないよう責任を持って対応することはもちろん、医学的専門相談や医療・福祉・介護の総合的な調整をリハビリテーションセンターが担い、医療が必要な方へ医師をはじめとした専門職員を配置するなど、必要な体制を確保すること。

また、今回まとめられた「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づく(1)総合相談の拡充、(2)地域リハビリテーションの推進、(3)新たなニーズとしての高次脳機能障害への対応、(4)リハビリテーション医療への新たな関わり方の4つの方向性をしっかり認識しつつ、公民役割分担の下、本市のリハビリを総合的に推進していくこと。

さらに、ピアカウンセリングなどの施策の実施により、障害のある当事者の意見を聴き更なる充実を図るとともに、災害時において果たす役割を認識し、リハビリテーションセンターが引き続き本市のリハビリ拠点としての機能を果たすよう、できる限りの取組をすること。

(賛成会派)

自民，民主，公明，京都，無，無

■ 意見書・決議

- 1 おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書
(3月17日可決，全会派共同提案)
- 2 「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書
(3月17日可決，全会派共同提案)
- 3 「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書
(3月17日可決，全会派共同提案)
- 4 過労死等防止のための法整備を求める意見書
(3月17日可決，自民，共産，民主，公明，無，無共同提案)
- 5 食の安全・安心の確立を求める意見書
(3月17日可決，自民，共産，民主，公明，無，無共同提案)
- 6 微粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書
(3月17日可決，自民，民主，公明，京都，無，無共同提案)
- 7 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書
(3月17日可決，自民，公明，無，無共同提案)
- 8 医療制度に関する意見書
(3月17日可決，自民，公明，無，無共同提案)

9 防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を
求める意見書

(3月17日可決, 自民, 公明, 無^(議)共同提案)

10 河川の防災対策を求める意見書

(3月17日否決, 共産, 無^(議)共同提案)

11 原発再稼働を行わず, 原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定を求め
る意見書

(3月17日否決, 共産提案)

12 「脱・原発依存社会」の実現を求める意見書

(3月17日否決, 民主, 無^(議)共同提案)

13 焼却灰溶融施設の損害賠償の請求に関する決議

(3月17日可決, 自民, 民主, 公明, 京都, 無, 無共同提案)

14 市立浴場に関する決議

(3月17日可決, 自民, 民主, 公明, 京都, 無, 無共同提案)

15 ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める
決議

(3月17日可決, 自民, 民主, 公明, 京都, 無, 無共同提案)

市会議第10号

おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書の提出について

おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

おたふくかぜ，B型肝炎，ロタウイルスの3ワクチン定期接種化に関する意見書

厚生科学審議会の感染症分科会予防接種部会において，一昨年5月に予防接種制度の見直し（第二次提言）がなされ，①子宮頸がん予防，②ヒブ，③小児用肺炎球菌，④水痘，⑤おたふくかぜ，⑥成人用肺炎球菌及び⑦B型肝炎の7ワクチンについて，医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいと明記された。

しかしながら，昨年4月の予防接種法改正では，上記①～③の3ワクチンのみが定期接種化されるにとどまり，衆議院及び参議院の厚生労働委員会においては，平成25年度末までに，残る上記④～⑦の4ワクチンの定期接種化の結論を得るよう努めることとの附帯決議がなされている。これら4ワクチンのうち，今般，政府は，上記④及び⑥については予防接種法に基づく定期接種に加える方針を固め，本年秋から定期接種化が実施される見通しとなった。

よって国におかれては，少子化対策のため，また，子どもたちを感染症から守るため，そして，総合的な医療費削減の観点からも，上記⑤及び⑦の2ワクチンに加え，ほぼ全ての乳幼児が感染するといわれるロタウイルスのワクチンも併せて定期接種化を実現されるよう強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書の提出について

「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

平成 2 6 年 3 月 1 7 日 提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，国家公安委員会委員長 宛て

京 都 市 会 議 長 名

「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)は、終戦直後の昭和 2 3 年に規制された当時の「売春防止」を目的とした規制の枠組みを引き継いで、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ということから、現在もダンスを規制対象にしている。そのため、公共施設における社交ダンス教室でさえ、風営法の規制対象となるなど、様々なひずみが生じている現状である。

現在、時代の流れとともに、ダンスを巡る状況は大きく変化し、社交ダンス以外にも多種多様なダンスが愛好されてきている。

文部科学省は、平成 2 4 年度からダンスを中学校体育の必修としたが、その指導に当たっても、「ダンスとは古今東西老若男女が楽しむ身体活動」と位置付けて、「表現や踊りでの交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにする」とし、また、授業では「ロックやヒップホップなどのリズムの曲を組み合わせ」、「つい踊りだしたくなるような状況を作りましょう」と、指導計画の作成例に示してある。

ダンスカルチャーは、世界的にも市民権を得ており、オリンピックの開会式でもディスクジョッキー(DJ)が登場している現況である。

よって国におかれては、風営法のダンスを理由に規制している部分に関し、現代の社会背景に合わせて見直されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

市会議第12号

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書の提出について

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，外務大臣，環境大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の国内適正処理体制の確立を求める意見書

昨年10月10日，水銀及び水銀化合物の人為的な排出から，人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が，約140箇国の賛同を得て採択された。我が国は，水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と，こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有していくという立場から，本条約を水俣条約と名付けることを提案し，全会一致で各国の賛同を得たものであり，今後，国際社会との緊密な連携と，国内における水銀対策の更なる強化が求められる。

京都市においては，市民の安心・安全を守るため，家庭ごみの拠点回収制度の充実を通じて，水銀を含有する蛍光灯，水銀体温計，水銀血圧計の分別回収等に取り組んできた。しかしながら，多くの地方自治体が水銀を含有する家庭ごみの全てを回収することは困難であり，水銀の適正な処理を確保するためには，製造・販売事業者も協力して回収する仕組みが不可欠である。

よって国におかれては，「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け，国際的な働き掛けを強化するとともに，法整備をはじめとした，水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することを強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

過労死等防止のための法整備を求める意見書の提出について

過労死等防止のための法整備を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか63名
自民党市議団, 日本共産党市会議員団,
民主・都みらい, 公明党市議団,
無所属(議決), 無所属(議決)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

過労死等防止のための法整備を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となつてから四半世紀が経つ。過労死等が労災であると認定される数は増えており、過労死撲滅の必要性が叫ばれているにもかかわらず、過労自殺も含む過労死等は増える一方である。本人の無念さに加え、突然大切な家族を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、真面目で誠実な労働者が過労死等で命を落としていくことは、我が国にとつても大きな損失である。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制が十分に機能していないのが現状である。

昨今の雇用情勢の中、いくら労働条件が厳しくても、労働者が使用者にその改善を申し出ることには容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、過熱する企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するには難しい面がある。

このように過労死等防止対策については、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界があるため、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よつて国におかれては、過労死等はあるべきではないという基本理念に基づき、下記事項の確実な実行のため、労働基準法のより適切な運用や、新法制定などの法整備について取り組むよう要望する。

記

- 1 過労死等を無くすための、国・地方公共団体・事業主の責務を明確にすること。
- 2 過労死等防止基本計画を策定すること。
- 3 過労死等に関する調査研究の推進を始め、医療提供体制の整備、過労死等のおそれがある者及び親族等に対する支援、事業主の取組に対する支援等を基本計画の基本的施策とすること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

食の安全・安心の確立を求める意見書の提出について

食の安全・安心の確立を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか63名
(自民党市議団, 日本共産党市議員団,
民主・都みらい, 公明党市議団,
無所属(議), 無所属(議))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 厚生労働大臣, 農林水産大臣,
経済産業大臣,
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 宛て

京都市会議長 名

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年, 大手ホテルや百貨店, 老舗旅館等で, メニューの虚偽表示など, 食品の不当表示事案が相次いだことから, 政府は, 昨年12月9日に, 食品表示等問題関係府省庁等会議において, 食品表示の適正化のため緊急に講じるべき必要な対策を取りまとめた。

具体的には, 農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など, 当面の対策が盛り込まれ, 現在実施に移されている。また, このほか, 事業者の表示管理体制や, 国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され, これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が国会に提出された。

こうした対策が進む一方, 昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館, 学校施設などにおける集団食中毒事件を受け, 消費者からは, 関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。

よって国におかれては, こうした現状を踏まえ, 下記の事項について適切な措置を講じ, 食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり, 政府及び地方公共団体において, 消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに, そのための必要な予算措置を講じること。

3 一層の食の安全と安心を図るため、関係法令の改正も視野に、総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名

（自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，京都党市議団，
無所属^(議)，無所属^(議)）

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，外務大臣，環境大臣 宛て

京都市会議長 名

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では，大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており，二酸化硫黄（SO₂），二酸化窒素（NO₂）などの濃度は，大きく改善してきている。

一方で，微小粒子状物質（PM_{2.5}）は，疫学的知見が少なく，曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから，大きな課題となっている。

また，平成25年1月以降，中国において，深刻なPM_{2.5}による大気汚染が発生し，我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより，国民の不安が高まっており，PM_{2.5}による大気汚染に関して，包括的に対応することが求められている。

よって国におかれては，下記の項目について実施するよう強く要望する。

記

- 1 PM_{2.5}の発生源の実態や構成成分の解明をしたうえで，法律に基づく国民に分かりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに，環境基準を維持することができるよう，国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し，情報共有を図りながら，モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM_{2.5}による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに，研究結果に基づく指針等の見直しについては，速やかに実施することができる体制を整備すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市会議第16号

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書の提出について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名
(自民党市議団, 公明党市議団, 無所属(議水), 無所属(森川))

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 文部科学大臣 宛て

京都市会議長 名

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は, 更なるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず, 日本全体が活力を取り戻し, 地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

よって国におかれては, 国民の理解と協力の下, 大会の成功に向けて環境整備を進め, 地域での取組に対して支援する必要があることから, 下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致, 観光プログラムの実施などを通じて, 日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点から, オリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ, パラリンピック選手の国際競技力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに, スポーツを科学的に研究, 支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が, 大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し, 子どもから高齢者までが健康で生きがいの持てる社会を構築することができるよう, 特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関口となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備, ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など, 大会終了後も想定した, 我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市会議第17号

医療制度に関する意見書の提出について

医療制度に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名
〔自民党市議団，公明党市議団，
無所属（請水），無所属（森川）〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

医療制度に関する意見書

我が国の国民皆保険制度は，所得の多寡にかかわらず，誰もが平等な医療を受けられる優れた制度である。政府においては，混合診療の解禁や株式会社の医療機関経営への参入等につながるような医療分野における制度改革が検討されている。とりわけ，保険外併用療養費制度について，場合によっては混合診療解禁の可能性があり，それにより収入の多い人ほど高レベルの医療を受けられることになるといったような，国民皆保険制度の形骸化を来すおそれがあり，国民のいのちを守るためにはこの制度を堅持する必要がある。

また，国家戦略特区内における医学部新設は，地域医療の弱体化を引き起こすことも懸念される。

さらに，医療機関の控除対象外消費税については，社会保険診療が非課税といいながらも，実質的には診療報酬に含まれているという問題を抜本的に改正すべきと考える。

よって国におかれては，全ての国民のいのちを守り，国民が安心して良質な医療を平等に受けられるよう国民皆保険制度を維持することと，医学部新設及び控除対象外消費税の問題について十分な検証を行うことを要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市会議第18号

防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を求め
る意見書の提出について

防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を求める意見書
を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか35名
〔自民党市議団，公明党市議団，
無所属(森川)〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，内閣府特命担当大臣（防災） 宛て

京都市会議長 名

防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく自然災害対策の更なる推進を求め
る意見書

河川防災をはじめとする自然災害から国土・国民を守るため，昨年12月に，防災・減災等
に資する国土強靱化基本法が成立した。

本市においては，昨年，台風18号によって，桂川，鴨川，宇治川，更には西高瀬川，安祥
寺川等が増水し，河川周辺では，床上・床下浸水や地下鉄東西線御陵駅の浸水等，大きな被害
があった。

よって国におかれては，市民のいのちとくらしの安心・安全を守るために，国土強靱化政策
の推進による，早急かつ適切な対応を行うことを強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市会議第19号

河川の防災対策を求める意見書の提出について

河川の防災対策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか14名
〔 日本共産党市会議員団，
無所属（森川） 〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，国土交通大臣，京都府知事 宛て

京 都 市 会 議 長 名

河川の防災対策を求める意見書

昨年の台風18号の際には，国や京都府が管理する宇治川，桂川，鴨川，安祥寺川，西高瀬川など，多数の河川で被害があった。越水により多くの住宅や店舗，更には地下鉄駅も浸水したほか，堤防のパイピング現象やコンクリート製の擁壁からの水漏れも多数確認されており，再び増水すれば，堤防が決壊しかねないとも指摘されている。市民の命と安全を守るためにも，今回と同様の越水や堤防の決壊を防ぐ対策が求められている。

よって国及び京都府におかれては，必要な人員体制を確保し，早急な対策を行うとともに，住民への説明を丁寧に行うよう求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市会議第20号

原発再稼働を行わず，原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定を求める意見書の提出について

原発再稼働を行わず，原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか13名
(日本共産党市会議員団)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，経済産業大臣 宛て

京都市会議長 名

原発再稼働を行わず，原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画策定
を求める意見書

東京電力福島第一原発事故から3年を経過しても，事故は収束するどころか，大量の放射能汚染水の流出など，非常事態が続いている。

国は，福島原発事故の危機的な実態と痛苦の教訓を省みず，「エネルギー基本計画」で原発を「重要なベースロード電源」とするなど，原発を将来にわたって存続させる立場を明確にし，原発の再稼働に突き進もうとしている。このことは，脱原発を求める国民の声や，原発に依存しないエネルギー政策を掲げる本市のエネルギー戦略とも逆行するものであり，断じて認められない。

しかも，国が原発再稼働の条件とする「新規制基準」について，原子力規制委員長は，「原発事故は一定程度起こり得る」と国会で答弁しているように，安全な原発はない。国自身が，原発による大事故を想定しながら，自ら定めた指針に基づく事故時の住民の避難計画すらも確立する見通しが立たない状況下で，原発再稼働に進む動きはゆゆしき事態であるといわざるを得ない。

よって国におかれては，大飯原発，高浜原発をはじめとする全ての原発の再稼働を行わず，原発ゼロを目標としたエネルギー基本計画に改めることを求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「脱・原発依存社会」の実現を求める意見書の提出について

「脱・原発依存社会」の実現を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 青木 よしか ほか13名
(民主・都みらい, 無所属(議))

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，経済産業大臣 宛て

京都市会議長 名

「脱・原発依存社会」の実現を求める意見書

経済産業省は、2月25日にエネルギー基本計画の政府原案を取りまとめ、政府は、この計画を年度内にも閣議決定すべく、与党内協議を続けている。

このエネルギー基本計画は、2002年に成立したエネルギー政策基本法の中で新たに定められた計画であり、長期エネルギー需給見通しの上位かつ基本的な方針に相当する。その計画の中で、原子力を「重要なベースロード電源」と位置付け、原子力を我が国のエネルギーの基盤としていることは、将来にわたって原子力を活用し続けることの意味表示でしかない。

京都市では、2012年3月に京都市会において、「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」が採択され、2013年12月には、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」が策定された。

多くの国民が原子力発電所の安全性に不安を抱く今日、原子力に頼らない電力供給体制を構築することが急務であるにもかかわらず、原子力を「重要なベースロード電源」に位置付けることは、その流れに逆行するものであり、京都市の目指す方針に反するものであるといわざるを得ない。

よって国におかれては、このようなエネルギー基本計画は見直し、あらゆる政策資源を投入して、安心安全を実感することができる「脱・原発依存社会」の実現に向けた取組を一層加速させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市会議第 2 2 号

焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議について

焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議を次のとおり提出する。

平成 2 6 年 3 月 1 7 日 提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 5 3 名
自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，京都党市議団，
無所属^(浦木)，無所属^(森川)

焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関する決議

京都市会は、平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日、「住友重機械工業株式会社においては、本市からの契約解除を直ちに受け入れ、本市に対して一切の負担を掛けないよう真摯に対処すると確約した自らの責務を誠実に履行し、企業倫理や企業責任に基づいて、市民の負担が生じることのないよう、損害賠償等の請求に速やかに応じるべきである。」と決議した。

その後も再三にわたって、京都市から損害賠償等の請求に応じるよう求めてきたにもかかわらず、これに応じることなく、司法の場に持ち込まざるを得なくなったことは極めて遺憾である。

よって住友重機械工業株式会社においては、本件の一刻も早い解決を図るため、京都市からの損害賠償等の請求に対し、誠意をもって応じるべきである。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会

市会議第 23 号

市立浴場に関する決議について

市立浴場に関する決議を次のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 53 名
自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団, 京都党市議団,
無所属 (請), 無所属 (議)

市立浴場に関する決議

京都市会は、これまで市立浴場の在り方について指摘してきた。しかしながら、京都市からの補助額は、年々減少してきたものの、平成 26 年度予算においても 4 億 5,000 万円に上っている。

この度、市立浴場を指定管理者制度に基づいて管理・運営してきた財団法人京都市立浴場運営財団が、平成 26 年度末で、京都市及び財団関係者の決断において解散することが明らかとなった。

平成 27 年度以降の市立浴場の運営に当たっては、議会と十分な協議を行うとともに、下記の点を十分に踏まえたうえで進めていくことを求める。

記

- 1 市立浴場の位置付けを明確にし、過去の同和行政とは一線を画した運営形態とすること。
- 2 平成 27 年度以降、浴場存続の間は、指定管理者制度等の活用により、適正かつ効率的な業務運営が図られるよう万全を期すこと。
- 3 各地域における市営住宅の建て替え及び浴室設置等の計画と事業を加速させるとともに、可能なところから市立浴場の廃止をしていくこと。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会

市会議第24号

ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める決議について

ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める決議を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名
自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，京都党市議団，
無所属^(議社)，無所属^(議社)

ラグビーワールドカップ日本大会公式戦招致実現のための取組充実を求める決議

ラグビーワールドカップは、世界中の200を超える国と地域において、約40億人が視聴し、チケット販売枚数も160万枚が見込まれる、オリンピック、FIFAワールドカップに次ぐ世界大会である。

今般、市長は、京都府ラグビーフットボール協会会長と合意し、ラグビーワールドカップ2019大会の公式試合を、西京極総合運動公園に招致される方針を固め、議会でも表明された。

ラグビーワールドカップ2019の翌年には東京オリンピック・パラリンピック、その翌年の2021年には関西ワールドマスタースゲームズ2021と、世界的スポーツイベントが3年連続日本で開催される。

その先陣を切るラグビーワールドカップ2019の公式試合開催が、ここ京都の西京極で実現すれば、市民が身近に世界トップレベルのスポーツに触れ合う機会であることはもちろん、国内外から多くの選手、家族及び観光客が京都に集い、京都の魅力を全世界に発信し、京都の都市格を更に高めると同時に、京都から日本を盛り上げる、正に千載一遇のビッグチャンスとなる。

元々、京都は、ラグビーとゆかりの深い土地である。下鴨神社の糺の森には、関西ラグビー発祥の地である「第一蹴の地」の石碑があり、これまでからトップレベルの多くの指導者及び選手を輩出している。

一方、京都市においては、市民の財産として、将来にわたり市民スポーツの振興に寄与することができる西京極陸上競技場兼球技場の大型映像装置、管理諸室・トイレ、照明設備、メインスタンドの屋根等の大規模改修を、府市協調により計画的に改修されようとしていたところであり、これらにより、ラグビーワールドカップの施設基準についても、クリアすることができることである。

よって京都市においては、ラグビーワールドカップ2019の公式試合招致実現に向け、全庁体制で取り組むことはもとより、京都府ラグビーフットボール協会をはじめ、関係団体との緊密な連携の下、市民の機運を高め、その応援も頂きながら、取組を推進していくことを強く求めるとともに、市会としても、招致実現に向け、全力で支援していくこととする。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会

■ 請願審査結果

(平成26年3月17日現在)

くらし環境委員会			
受理番号	件名	受理年月日	処理結果
237	京都市美術館のアトリエの存続	26. 2. 18	26. 3. 17継続審査
教育福祉委員会			
受理番号	件名	受理年月日	処理結果
160～170	敬老乗車証制度の改善充実	25. 9. 25	26. 2. 14取下げ (陳情に変更)
171	リハビリテーションセンター再編に向けての機能充実	25. 9. 26	26. 3. 17継続審査
235	洛西ふれあいの里保養研修センターの存続等	26. 2. 17	26. 3. 17不採択
238	子ども・子育て支援新制度の充実	26. 2. 18	26. 3. 17不採択
239	学童クラブ利用料金の値上げ中止	26. 2. 18	26. 3. 17継続審査
240	市営保育所の民間移管反対	26. 2. 18	26. 3. 17継続審査
241	全員制の中学校給食の実施	26. 2. 18	26. 3. 17不採択
242	老人医療費支給制度の拡充	26. 2. 27	26. 3. 17継続審査
243	教育条件の改善	26. 2. 26	26. 3. 17不採択
まちづくり委員会			
受理番号	件名	受理年月日	処理結果
174	マンション建設の指導 (南区久世高田町)	25. 9. 27	26. 2. 20取下げ
175	宅地開発工事の指導 (左京区浄土寺南田町)	25. 10. 23	26. 3. 17審議未了
176	宅地開発工事の指導 (左京区浄土寺南田町)	25. 10. 23	26. 3. 17審議未了
177	七条通の安全対策	25. 11. 26	26. 2. 14取下げ (陳情に変更)
236	花脊峠トンネルの実現	26. 2. 17	26. 3. 17継続審査
交通水道消防委員会			
受理番号	件名	受理年月日	処理結果
178	市バス・地下鉄運賃の値下げの中止	25. 11. 26	26. 3. 17審議未了

■ 請願等受理及び処理件数一覧

(平成26年3月17日現在)

区 分	受 理 件 数			処 理 件 数					継 続	陳 情 受 理 件 数
	繰 越 し	新	計	採 択	不 採 択	審 議 未 了	取 下 げ	計		
経済総務委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くらし環境委員会	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1
教育福祉委員会	12	7	19	0	4	0	11	15	4	8
まちづくり委員会	4	1	5	0	0	2	2	4	1	0
交通水道消防委員会	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
計	17	9	26	0	4	3	13	20	6	9

■ 特記事項

京都市会海外行政調査に係る報告書の作成及び京都市長への提出

2月14日、京都市会海外行政調査団が市長に対して再生可能エネルギー及びロードプライシングに関する海外先進事例の取組の調査に係る報告書を提出した。

通年議会の導入

2月21日の本会議で、これまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期をおおむね1年とする「通年議会」を平成26年度から導入する条例改正案等を全会一致で可決した。

また、あわせて、通年議会の運用に係る申合せを市会運営委員会において行った。

京都市会議員の定数の変更

3月17日の本会議で、「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」の改正案を賛成多数で可決し、次回の一般選挙から、議員の定数について69人を67人に改めることとした（上京区及び左京区の定数を1人ずつ削減する。）。

京都市会基本条例の制定

3月17日の本会議で、京都市会の「議会基本条例」となる京都市会基本条例を、全会一致により制定した（平成26年4月1日施行）。

発 行 京都市会事務局調査課

TEL 075-222-3697

FAX 075-222-3713